

平成27年 第1回

渡島西部広域事務組合議会

定例会 会議録

平成27年2月27日 開会

平成27年2月27日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会議長 溝 部 幸 基

目 次

平成27年2月27日（金曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○議事日程・諸般の報告	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 会期の決定	3 頁
○日程第3 管理者の行政報告	3 頁
○日程第4 一般質問 6番 木村 隆議員 小型家電リサイクル制度導入の協議はその後 どうなっているのか	5 頁
9番 伊藤政博議員 消防事務の一体化について	9 頁
○日程第5 報告第1号 専決処分した事件の報告について（交通事故に係る和解について）	14 頁
○日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について.....	16 頁
○日程第7 議案第2号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）...	17 頁
○日程第8 議案第3号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	20 頁
○日程第9 同意第1号 監査委員の選任について	37 頁
○日程第10 閉会中の継続調査の申し出について	41 頁
○日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	41 頁
○閉 会 の 議 決	42 頁
○閉 会 宣 告	42 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 1	専決処分した事件の報告について (交通事故に係る和解について)	2月27日	原案承認
1	職員の給与に関する条例の一部改正について	2月27日	原案可決
2	平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)	2月27日	原案可決
3	平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計予算	2月27日	原案可決
同意 1	監査委員の選任について	2月27日	同意
	閉会中の継続調査の申し出について	2月27日	承認
	閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	2月27日	承認

平成27年 第1回

渡島西部広域事務組合議会定例会

平成27年2月27日（金曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 管理者の行政報告
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 報告第1号 専決処分した事件の承認について（交通事故に係る和解について）
 - 日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例にの一部改正について
 - 日程第7 議案第2号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第8 議案第3号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計予算
 - 日程第9 同意第1号 監査委員の選任について
 - 日程第10 閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 管理者の行政報告
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 報告第1号 専決処分した事件の承認について（交通事故に係る和解について）
 - 日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例にの一部改正について
 - 日程第7 議案第2号 平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第8 議案第3号 平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計予算
 - 日程第9 同意第1号 監査委員の選任について
 - 日程第10 閉会中の継続調査の申し出について
 - 日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について
-

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	岩館 俊幸（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	西川 敏郎（松前町）
	3番	佐藤 悟（木古内町）		4番	新井田 昭男（木古内町）
	5番	吉田 峰一（知内町）		6番	木村 隆（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	西村 健一（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	斎藤 勝（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

管 理 者	佐 藤 卓 也	副 管 理 者	横 内 俊 悦
参 与	石 山 英 雄	参 与	大 野 幸 孝
参 与	大 森 伊 佐 緒	幹 事	若 佐 智 弘
幹 事	網 野 眞	幹 事	大 野 泰
監 査 委 員	花 田 修 一	会 計 管 理 者	小 鹿 一 彦
事 務 局 長	坂 口 稔	消 防 長	高 田 豊
松前消防署長	住 吉 政 美	福 島 消 防 署 長	中 島 昌 彦
知内消防署長	浅 部 正	木 古 内 消 防 署 長	佐 藤 寿 之
消防本部次長	祐 川 正	衛 生 セ ン タ ー 長	田 中 一 郎

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

次 長	西 田 啓 晃	書 記	梅 岡 忍
書 記	鳴 海 千 草		

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長(溝部幸基) 本日はご苦勞様です。

ただいまの出席議員は12名で議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、平成27年第1回定例会を開会致します。

◎議 事 日 程 ・ 諸 般 の 報 告

○議長(溝部幸基) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆さんのお手元に配付のとおりですのでご了承願います。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(溝部幸基) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は規定に基づき9番伊藤政博議員、10番齊藤勝議員を指名致します。

◎会 期 の 決 定

○議長(溝部幸基) 日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は本日1日と致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基) ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎管 理 者 の 行 政 報 告

○議長(溝部幸基) 日程第3 管理者より申し出がありますので行政報告を行います。佐藤卓也管理者。

○管理者(佐藤卓也) 議員の皆様には、新年度の予算審議等の議会開催を控え何かとお忙しい中、ご参集頂き誠にありがとうございます。平成27年第1回定例会の開催にあたり、行政報告を申し上げます。

なお、諸行事等につきましては、別に報告書を印刷のうえ、配付しておりますので、ご了承願います。

副管理者の選任並びに参与の委嘱について、はじめに副管理者の任期満了に伴い1月23日の福島町議会1月会議において横内俊悦氏が副町長に選任されたことを受け、当組合同規約により、2月1日付けで選任致したところでございます。

また、構成町であります知内町長選挙が2月1日に執行され、大野幸孝氏が無投票で再任されました。心よりお祝いを申し上げます。

なお、大野町長には2月15日付けで参与を委嘱し、改めて当組合へのご助言とご協力をお願いしたところでございます。

人事関係について、平成 26 年度の定年退職者は、衛生センターにおいて 2 名、消防関係では松前消防署で 1 名、勸奨退職者 1 名、福島消防署で 1 名、木古内消防署の佐藤署長ほか 2 名、合わせて 8 名の方々が退職されます。これまでの衛生業務や消防行政に対するご尽力に感謝とご慰労を申し上げます。

なお、採用等でございますが、衛生センターには知内町からの派遣職員 1 名及び定年退職者の再任用 1 名を予定しております。

また、消防職員については計 7 名で、一般消防職員 3 名については、1 月 14 日付けで配属署を通知しており、救急救命士資格取得者 2 名と救急 救命士資格取得予定者 2 名の 4 名については、3 月 31 日の合格発表後にそれぞれ配属を予定しております。

衛生関係について、各衛生処理施設の稼働状況につきましては、若干の処理量等の減少はありますが順調に推移しており、今後も管理運営について万全を期して参ります。

なお、平成 27 年度と 28 年度の循環型社会形成推進地域計画の見直しについては、12 月 10 日北海道へ計画書を提出しております。

消防関係について、12 月定例議会終了後から年末年始と現在までの火災の発生はありませんでした。今後も引き続き火災予防の啓発に万全を期して参ります。

なお、12 月 1 日から 1 月 31 日までの火災発生状況及び救急出場状況については、別紙により印刷配付しておりますのでご参照願います。

道南ドクターヘリについては、1 月 25 日に運用する機材が鹿児島国際航空より函館空港に到着し、27 日から実機を使つての医療関係者による訓練や流れの確認が行われました。2 月 16 日に函館空港格納庫において就航式が執り行われ、運航を開始しております。

公用車の交通事故について、知内消防署の広報車が 1 月 19 日知内町森越の国道において、消火栓の除雪作業のため、ハザードランプを点灯し停車していたところ、木古内方面から松前方面に向かう商業用のバンがスリップし右側後方に衝突しました。双方に怪我がなく、補修費について全額相手側が負担することで示談を交わしております。

なお、専決処分をしております後ほど報告致しますが、公用車の事故については十分注意するよう消防長及び各消防署長に注意喚起したところであります。

その他、12 月 24 日から現在まで、松前町及び木古内町で屋根の雪下ろしと住宅周辺の除雪で 3 名が重軽傷を負う事故が発生しております。

事業の進捗状況について、衛生関係では 9 月 25 日に入札を実施した旧し尿処理施設の残渣物の処理及びアスベストの除去は 12 月 17 日に完了、ごみ再生処理施設の受電設備の補修についても 1 月 20 日に完了しております。

消防関係では、6 月 26 日に入札を実施した知内消防署高規格救急自動車は 12 月 22 日納車を終え、同じく福島消防署庁舎耐震診断は 11 月 26 日、木古内消防署庁舎耐震診断は 1 月 30 日にそれぞれ完了しております。同日入札の福島消防署水槽付消防ポンプ自動車は 3 月 20 日の納車に向けて進めております。

また、7 月 25 日に入札した消防救急デジタル無線整備工事（松前、知内、木古内消防署）と福島消防署については順調に進捗しており、12 月までに外部の工事が終了しました。今後は基地局、車載無線機の整備が終わり次第試験電波及びシステムの総合試験を予定しております。

次に、お手元に配付しております追加の行政報告でございます。

ドクターヘリの要請について、2 月 23 日松前消防署に脳疾患が疑われる救急要請があり、救急隊が出動し緊急を要すると判断しましたので、ドクターヘリを要請し、市立函館病院へ搬送し、また 25 日に同じく

松前消防署へ救急要請があり、現場到着時吐き気、左肩麻痺のため救急隊の判断によりドクターヘリを要請し、函館脳神経外科へ搬送致しました。以上が追加の行政報告であります。

今般の定例会に提案申し上げます案件は、報告1件、条例の一部改正1件、平成26年度一般会計補正予算と平成27年度一般会計予算及び監査委員の選任と合わせ計5件でございます。

平成27年度一般会計予算の総額は17億8,727万7,000円で、前年度の16億8,131万4,000円に対し、金額では1億596万3,000円、率では6.3パーセントの増となっており、主な建設事業として、衛生関係では旧し尿処理施設解体工事や単独事業での汚泥再生処理施設及びごみ再生処理施設の機器に係るオーバホール、消防関係では活動波に係る消防救急デジタル無線整備工事（消防本部、松前、知内、木古内消防署）、松前消防署と知内消防署の耐震性防火水槽新設工事などがございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当者から詳しく説明をさせますので、ご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます行政報告と致します。

○議長（溝部幸基） 行政報告を終ります。ただいま佐藤管理者からご紹介がありました、横内俊悦副管理者及び大野幸孝参与から就任挨拶の申し出がありますのでこれを許します。最初に横内俊悦副管理者。

○副管理者（横内俊悦） ただいま、管理者の方からご紹介を受けました、副管理者の横内と申します。1月の23日に開催されました、福島町議会定例会1月会議におきまして副町長の選任に同意を頂き、2月の1日から福島町副町長及び渡島西部広域事務組合副管理者に就任し、約1ヵ月を経過しておりますが、改めてその責任の重さを痛感しております。議長をはじめ議員の皆様方、各町参与及び各町幹事の皆様方には、もとより微力な私ではございますが、一生懸命努力をして参る所存でございますので、前副管理者と同様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます、簡単措辞ではございますが挨拶といたします。どうぞ今後ともよろしくお願ひします。

○議長（溝部幸基） 次に、大野幸孝参与。

○参与（大野幸孝） 一言ご挨拶を申し上げます。2月の16日から2期目の町政をスタートさせて頂いたところであります。この4年間渡島西部広域事務組合参与として努力したいと考えておりますので、引き続きご指導頂きますようお願いを申し上げます。よろしくお願ひ致します。

○議長（溝部幸基） 以上で、横内副管理者及び大野参与の就任挨拶を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基） 日程第4 一般質問を行います。

一般質問は2名の議員より提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。最初に6番木村隆議員

○6番（木村 隆） それでは一般質問を行わせて頂きます。小型家電リサイクル制度導入の協議はその後どうなっているのか。

沢山の鉱山資源を有効活用するため国は、小型家電リサイクル法（使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）を平成24年8月に公布そして平成25年4月1日から施行されております。平成25年9月の広域議会で、小型家電リサイクル制度に伴う対応はという題目で一般質問を行いました。

当時の答弁は基本的には各自自治体で独自に定め実施することとされているが、構成4町の取扱いを統一してはとの提案があり、構成町の衛生担当課長会議を開催し協議している。課題整理に期間が必要であり引き続き協議を進めるとのことであった。施行1年後の平成26年4月時点で全道179市町村のうち実施

中の自治体が 110 市町村となっており、全道の人口カバー率は 85%を超えている。

一般質問から 1 年半が経過しました。私自身のスタンスは前回と何も変わっておらず準備のできた自治体からスタートすれば良いと思っているし、全道でも取り組まない方針の市町村もある中で構成町で取り扱いを統一できない。または、特段のメリットが見受けられないのであれば福島町で一般質問したいと考えている。

しかし、広域議会の行政報告で当該制度の協議状況については特段の報告もないので、いったいどうなっているのか、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律のフローチャートを見ても構成町で取り扱いを統一することが、そんなに難しいことなのか、施行 1 年で 110 市町村がスタートしている中で協議に時間がかかり過ぎではないのかと感じているところです。

まずは以下の点についてご答弁願いたい。

①25 年 5 月の担当課長会議を始めとして、この 27 年 2 月までの間で、担当課長会議は何回行われその中で何度この制度導入の協議をしてきたのでしょうか。

②構成町で取り組もうとしているのであれば、前回の一般質問の答弁の中では、協議内容は各家庭から排出されるごみの分別の徹底、収集体制、抽出及び保管並びに搬出作業に係る人件費、保管ヤードの確保に伴う財源負担が生ずるので問題点の整理が必要とのことであるが、これら各項目等の問題点は何であつてどのように解決に向けた協議がされているのでしょうか。

また現在でも燃えないゴミ、粗大ゴミで回収される小型家電の多くは破砕、分別し、鉄くずなどは売却され売却益は雑入と書いておりますが、物品売払い収入に訂正願いたいと思います。物品売払い収入として歳入に扱われている中で、いきなりの制度導入に難色があるのなら、函館市のように試行的に取り組んで問題点を検証してみるという考えはなかったのでしょうか。

③今は衛生担当者会議で協議していますが、全道自治体の中でも取り組まない、若しくは導入に消極的な市町村が 24（平成 26 年 4 月）ある中で構成町の首長である各参与は、導入が必要だと思っているのでしょうか。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 6 番木村議員のご質問について、お答え致します。

家電リサイクル法の導入制度については、課題整理に期間が必要であり、引き続き協議を進めるとのことと道や構成町と協議するとの答弁をしておりました。

現在の広域事務組合としての小型家電リサイクル法に基づく取り組みとしては、法の趣旨を尊重するとともに、最終処分場の延命のためにも、現在リサイクルプラザに搬入されている不燃ゴミ及び不燃性粗大ゴミから、小型家電リサイクル法の対象品目についてピックアップ方式で回収を行い、引取業者に引き渡しを行っております。

1 点目の構成町との協議の実施状況では、平成 25 年度から今月までの間に小型家電リサイクル関係で 5 回の協議を行っており、回収方法、保管場所等の問題解決に向けた協議調整を行って参りました。

2 点目のリサイクルプラザの状況では、現在小型家電リサイクル法の対象品目について、相当量を再資源化しており、法に基づく実施と認定を受けるためには、構成町と協議し、認定事業者と契約を締結の上、引き渡しを行う必要があります。

これまで、近隣に認定事業者がおりませんでしたけれども、平成27年1月16日付けで函館市内の業者が認定事業者として国の許可を受けたことから、同事業者と当組合が小型家電リサイクル法に基づく契約を締結する予定であります。このことにより、構成4町も小型家電リサイクル法に基づく実施自治体となり、今後においても、現在取り出しを行っている品目について、継続して引き渡しを行います。

さらに、残る品目の個人情報を含む携帯電話、パソコン等の情報機器等の取り扱いについて、平成28年度中に安全が確保される保管場所を整備のうえ、構成町における回収方法や衛生センターへの搬送方法等の体制を整え、平成29年度から全ての品目において、実施することとしております。

3点目の平成26年4月1日現在で道の実施に向けた意向調査では、構成4町において本制度の導入は必要であるとの見解が一致しておりますので、今後実施に向けて進めて参ります。

○議長（溝部幸基） 6番木村隆議員。

○6番（木村 隆） まず、1年半前にも同じようなことで質問させて頂きました。その時に質問を通告しておるので、質問をされたことには答えて頂きたいという指摘をさせて頂いたんですが、残念ながら今回も②番の後段の方ですね、試行的なことを取り組む予定はなかったのか、ということの答弁がありませんでした。確かに話のニュアンスで29年からスタートするので、やらないんだろうなと言うことは分かるんですけども、一言そのことについても答弁が頂きたかったなあと思っているところです。29年から全品目の回収に向けて協議を進めて行くということで、せつかく4町で共通理解の下でやって行くということですから、万全を期して取り組んで頂きたいなとそういうふうに思っております。

そういう中で大きく3項目6点ほど質問したいと思います。1点目がですね、このパソコンですとか携帯電話等の情報機器、この回収方法が決めれないのか、決まらないのか分かりせんけども、担当者会議の中でどういう話をしているのか、だいたいボックス回収かステーション回収ぐらいしかないわけですけども、そこの方向性が今日でも見えないというのはどういうことなのか。

それから2項目目ですけども、リサイクル法に基づく業者と契約をしますということですが、これはいつ頃を予定しておるのか、それからこの業者というのは今日まで売払いをしていた業者と同じ業者なんでしょうか、それと運搬体制ですけども、今はピックアップで集めた鉄などをリサイクルセンターから函館の方に運んでいるというふうに私の方では記憶しているんですが、もしその締結をしたらリサイクルセンターから、こちらから函館に運ぶのかそれともその認定業者が回収に来てくれるのか、その点も伺います。

それから3項目目ですけども、ストックヤードの可能性、この定例会にもストックヤードの議案が出て来ますが、このストックヤードそのものを使用できる可能性があるのかどうか、その4町の担当者会議でそういう話もしてあるのであれば伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 今回はですね、今回の答弁の中で話しましたように業者の方と締結、そして認定されるということがあります。

それとストックヤードの方も平成28年に予定して、そして29年からスタートということで、今回答弁させて頂いたわけでございます。これまでもですね、やらないとかそういうことではなくて、取り組む姿勢で内部の方では協議を進めていたということをご理解いただければなと思っております。

それで木村議員の方から今3点ほどご質問を頂いたので、担当の方から詳しく説明させますのでよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 田中一郎衛生センター長。

○**衛生センター長（田中一郎）** まず、第1点目のパソコン、携帯電話等ぞくに言われる高品位品目というものの回収方法でございますけども、今構成町の担当レベルで話している部分には、基本的にはボックス回収と窓口回収が主になるだろうというふうに考えております。

ただ回収ボックスについては投入口が30センチ程度なものですからパソコン等、またパソコンモニター等入らないものについては窓口での回収になると思われまますので、その辺の人的な体制を開始まででどう整えて行くのかということについて今後も詰めて行きたいというふうに思っております。それからリサイクル業者の搬入先でございますが、現在当センターでは、再資源化物については5種類から7種類の契約をしております、この小型家電という形でも一応契約はしております。これについても搬入先は契約予定先の函館市桔梗町の黒田リサイクルという所と同一の所に運んでいる状況にあります。

また、4月以降認定業者となりましたこちらの事業者と3月中に契約に向けて、今打合せを進めているところでございます。こちらへの運搬については、今のところの事業者とのお話では、事業者の方でわりと少量でも取りに来て頂けると、今はピックアップにより取り出しているものについては、取りに来て頂けるというお話でございます。ストックヤードについては管理者の申し上げたとおりでございます。あと答弁漏れございましたでしょうか。以上でございます。

○**議長（溝部幸基）** 6番木村隆議員。

○**6番（木村 隆）** スtockヤードの管理者が申しましたといってもよく分からないですよ、結局ストックヤードというのは保管場所ということですけども、実際せつかく建てるんですからそういう4町で小型家電が集まったものを保管しておくスペースがあっても不思議じゃないと思うんです、確かに個人情報とか盗まれない保管体制は必要になってくるとは思いますけども、折角建てるんですからこういうことに使用しても何ら不思議ではないのかなと思うんですけども、見解を伺いたいと思います。それから回収方法の中で窓口という表現が出て来ましたが、この窓口というのはどういうことなんでしょうか。例えばそのボックス回収の中で入らないものを、役場の窓口で引き受けてくれるのか、それとも広域のリサイクルセンターに持って来て、引き受けてくれるのか。その辺ももし詳しく詰めてあるとしたら仰って頂きたいなと思います。あとはそうですね回収方法ですけども、ボックスということですので、今は粗大ごみとかで、例えば電子レンジですか、一例を申しますと2枚のシールを貼って粗大ごみの日に出しているわけですけども、まさかこの制度が始まってですね、わざわざシールを貼るのがもったいないということで窓口を持って来るというの、ちょっとどうなのかなと思いますので、すみ分けということが必要だと思うんです。

まだ2年あるといいますが、今資源ごみとか粗大ごみで回収しているものは、なるべくそのままの体制で、それに該当しないものはボックス回収なり窓口回収で回収して頂けるような仕組みにした方がですね、住んでる方達もまたルールが変わるのかというの、ややこやしくなるのではないかなと、そういう懸念もしていますので、その辺の見解についてもお願いしたいなと思います。

○**議長（溝部幸基）** 田中一郎衛生センター長。

○**衛生センター長（田中一郎）** 窓口回収の件ですけども、先ほど申し上げたとおり基本が一番多く集められる基本はボックス回収だというふうに思っております。そのボックス回収の投入口が30センチ程度しかないということで、それに入らない高品位特定品目、いま仰られたパソコンですとかそういうものについては、役場の窓口でカウンター窓口で担当が受けるしかないだろうと、それからうちの方でも受けれるものであれば衛生センターでも直接受けることはやぶさかでないというふうに思っております。これについては制度がきちんとボックスを置くまでには1年程度の期間を掛けて、これに入れるものを今までどお

り出して頂きたいものについては、20 数種類になると思いますので、きちんとしたピーアールを各構成町で打合せをしながらお願いをして行きたいというふうに考えております。それからストックヤードでございますけれども、法的に可能であるか含めましてその一部を含めて保管場所として使えるものなら使って行けるよう、道、国の担当部局と打合せをして行きたいと考えております。

○議長（溝部幸基） 6 番木村隆議員。

○6 番（木村 隆） 今ストックヤードの所で法的に可能かどうかということですが、全国的な事例を見ますと、こういう小型家電の集まったものはだいたいストックヤードに一時的な保管をして、そこから認定業者の方が回収に来てくれるというような流れになっていると思うんですね、ですから調べて見なければ分からないのかもしれませんが、可能なんじゃないかなと思いますので一つよろしく願います。

最後になりますけれども 28 年度中に体制は構築されると思うんですが、なるべく早くその構築をお願いしたい。それはどうしてかといいますと、どうしても周知に時間が掛かります。やっぱり半年くらい前にも住民に対して広報なりチラシなり、そういう形で周知できるような体制を作って頂きたいなと思います。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） スtockヤードの関係につきましては、循環型社会形成推進交付金ということで、交付金を頂きながら過疎債を使うという事業なものですから、小型家電の方の法律と相容れない部分がございますので、ただ木村議員が仰るようにスペース的にはかなり大きなものが出来ると私達も思っております。そういう部分での有効活用は可能かなという部分で考えております。

また 4 町の首長さんもこの制度については必要だということで、やるという意味確認をしておりますので 28 年度中の早い段階で、各構成町の住民に周知をしながら進めて行くということで考えておりますのでご理解の方よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基） よろしいですか。次に、9 番伊藤政博議員。

○9 番（伊藤政博） それでは、私の方から消防事務の一体化についてお尋ねを致します。

地方自治法第 284 条により一部事務組合が、組織されております。一部事務組合が設立されると、組合を組織する地方公共団体は、一部事務組合で共同処理することになった事務については、処理機能を失うことになり、組合を組織する地方公共団体は、その事務を一部事務組合に引き継がなければならないとされています。

当組合の消防事務については、構成町の財政事情によるなどの理由で消防職員の給与に差が生じたり、消防設備の整備水準も各構成町の判断に委ねられています。

4 消防署間の人事異動もなく、消防本部の機能も十分に発揮されていない現状です。

4 構成町の消防事務は、当組合に委託されている訳ですから、消防長をトップとした消防本部が、4 消防署の人事や給与水準の統一、当組合地域の消防設備の整備水準を定めるなど、一体となった消防事務を執り行うことが本来の姿だと思います。

今後、消防事務をどのように執行して行くのか、お尋ねます。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 9 番伊藤議員のご質問について、お答え致します。昭和 45 年 10 月に松前・福島消防事務組合が設立、昭和 47 年 4 月に広域消防体制改正により知内町、木古内町が加入し渡島西部消防事務組合となり、その後、組合事務の効率化を図るため昭和 57 年 4 月に衛生部門が加わり、渡島西部広域

事務組合となり現在に至っております。

消防事務の一体化という事ですが、質問の趣旨から大きく3点に分かれると思われまので、項目ごとに分けてお答えしたいと思います。

まず1点目の消防署間の人事異動につきましては、メリットよりデメリットが大きいと判断し、実施しておりません。

具体的には人事異動を実施することにより、職場内のマンネリ化を防ぎ職員個々に向上心が生まれるといった利点もありますが、一方町外から通勤する職員の非常時対応が難しいこと、また、職員全体の約4割が勤続5年未満と若年化する中で、異動対象者は中堅職員に限られ、若手職員への指導、職場の統率が厳しくなる状況下では十分な消防機能を果たすことが難しくなり、消防力の低下にも繋がる懸念されますので、当面は人事異動を行わないこととしております。

2点目の給与水準統一については、昭和47年の組合設立時より給料は給料表で統一されておりますが、支給に際しては各町の独自削減や、この度の人事院勧告の実施にもあるとおり、構成町の財政事情に合わせて支給しているのが現状でございます。

組合設立時から現在まで構成町の職員が財政事情により削減している中で、構成町の消防職員がそれにならわないという訳にもいかず、消防職員の給料を構成町と同様に支給していることをご理解願います。

3点目の、消防設備の整備水準につきましては、各消防署が地域の実情に合った整備水準を検討し、各署から提出を受け、消防本部で評価し全体消防計画とし整備しております。

また、消防計画に登載されない活動備品は、署長会議や消防担当者会議で四署の全体量を把握しながら整備に努めております。

これからも広域体制の中、地域性を重視し、消防本部が中心となり消防業務を執行して参ります。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） お尋ねします。今の答弁の最後にですね、これからも広域体制の中、地域性を重視し、消防本部が中心となり消防業務を執行して参りますとこう結んであるんですが、具体的な3つの点職員の人事異動、或いは給料の水準の問題、整備の問題この中には一つも消防本部が中心となってやっているということは、一つも書かれていないんですね、結びが消防本部が中心となり消防業務を執行して参りますと結んでいますけども、この中身と全然違うわけですね、これは昭和47年に消防が、その町の構成町が消防組合を設立してから、その消防署に掛かる経費は全部それぞれの構成町が負担するんだという原則で運営して来ているものですから、この議会の中でもそうなんですけども、金を出すんだからその構成町の判断で良いのではないかというふうなものが長年に亘ってですね続いて来たんだらうと、私は思ってますし、先輩議員からもそういうことを言われてて、よその消防のことについてあまり広域の中でも口を出すものではないとも言われますし、或いはこの自分の構成町の消防の問題をここで議論するとそれは地元でやってくれという風潮が長年続いて来て、中々この消防の事務実態に対してこの議会自身も一体的な取組みは行われてきていなかったわけでありまして、やはり先ほど質問の冒頭で申し上げた地方自治法の第284条で一部事務組合が組織されてですね、そこに委任されたものは構成町にその権限がもうないんですよ、基本的に法で言うと、あくまでもこの特別地方公共団体である一部事務組合がその全ての責任を負ってやるわけですから、やはりこの当組合が、まず基本的にものを考えて進めて行くというのがまず基本だろうと思うんですね。今まではどちらか言うと構成町の判断でやって来たことが、それをただ集合して、形式的と言って良いと思うんですが、消防本部がそれを取りまとめて行って来たというのが実態があるわけなんですけども、やはりこういうふうに地方公共団体として組織しているわけですか

ら、本来的にはそういうふうに人事についても給与についても一体となって執り行うのが本来の姿だと私は思っています。

今回の答弁、3つの項目見ましても、そういう本来の姿からはちょっと視点が違うなど、あくまでも構成町が中心となったものの考え方の答弁だと私は感じておりますけれども、まず基本的にその部分管理者としてどう判断しているのか、お尋ね致します。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 伊藤議員が今仰られました本来の姿、一部事務組合ですからということで一つだと、それは私としても認識はしておりますし、今後も四つ、4町一つにまとまった形で、統一出来るものは統一して行くという方向では私の方でもしっかりと考えてはおる次第でございます。ただ人事異動にしろ予算にしろ、そういった面ではやはり予算の面であれば、先ほども申し上げましたように各構成町の方で、その権限を持っているわけでございますので、その点は今回も色々と検討はしたんですけども中々難しい部分があるということは、ご理解頂きたいなというふうに思っております。ただ人事異動につきましては、現在当面はですねやはり出来ない状態であるということ、これもご理解頂きたいんですけども、うちの方としてもですね何とか出来ないかと言うことで、今消防長の方にも色々な形で検討すると、検討してほしいということでは指示というか、それは出してあります。私の方としては一応そういった考えで、一つの方向でということでは一応認識はしております。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 基本的には先ほど私が言ったような考え方に賛成だと言って頂いたと理解しているんですが、ただ予算の面については構成町が権限を持っているという言い方をされましたけれども、私はそれは違うと思うんですね、委託をされて当組合がやるわけですから構成町に対しては言うなれば、組合が債権を持ってですね、構成町は債務になるわけですよ、消防の仕事にこれだけ掛かったからあんたが払って下さいよと言うことなんですよ、私はそういうふうに理解しているんですね。決して構成町の予算の範囲でやって下さいと私達が、当組合が委託されているわけではない。あくまでもこの消防については、この地域の消防については一部事務組合が責任を持ってやるわけですから、それに掛かる経費については、構成町がちゃんと負担して下さいよというのが基本的な考えだと私は思っているんですが、その辺管理者の答えではですね、予算については構成町が権限を持っているんだからその部分については難しいんだという判断でありますけれども、やはりそれはちょっと違うなと私はまず感じます。その点についてまず一つお尋ねしたい。

それから、基本的にそう言うことで私が言ったとおりのことであるならば人事についても給与の統一についても色々な課題はあると思います。色々な課題はあるとは思いますが、やはり現状のままでは良くないんだと判断であればですね、どうその一つの課題を解決しながら本来の姿に持って行くかということを考えるべきで、この今回出された答弁書もやらないということの理由付けであって、こういう課題があるけれども、こういう方向であれば何とかなるのではないかという視点に欠けているので、その点についても今後管理者が本当にこの組合がですね、主体となってやって行くんだという考えであれば、これからそれに向けてどのような形で進めて行きたいと考えているのか、この2点をお尋ねします。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 今の2点ほど、予算なんですけれども、私がここで各構成町ではなくて、一部事務組合の方で、予算の権限を握ると言うか、そういったことはですね、やはり今までも検討はして来たんですけども、現在ここではやはり言いかねるということで、ご理解頂きたいなというふうに思っております。

今までの4町のそういった経緯というものもございまして、中々その点が難しいということもございます。それと人事異動の件でございますけども、課題はこの後消防長の方から、私よりも具体的にですね課題を説明させて頂きたいと思っておりますけども、もし可能であれば人事交流というかそういうことも検討したいなとそういうふうに思っております。以上です。

○議長（溝部幸基） 高田豊消防長。

○消防長（高田豊） それでは私の方から、人事異動に関してお話をしたいと思います。現在はこの答弁書にありますとおり、デメリットの方が多いということで、けっして検討はしてなかったわけではないんですけども、出来ないという形で前の方には進んではおりませんでした。それで今後はどういった形ならば出来るのか、例えば全部が全部を人事異動はやらないで、出来る範囲でやる。具体的に言いますと、隣同士の消防署では出来ないのか、或いは試験的に半年とか一ヶ月、これは出来るか出来ないか分かりませんが、そういう形では出来ないのかとか、それと非番者の対応がどうしても遅れてしまう、そういうのがありますので、そうなるとその地に居住しなければならない、そこが大変ネックであったわけなんですけれども、通勤可能で何とかやれないのか、そういう色々な部分を今後署長達と協議をして参りたいとそういうふうに思います。以上です。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 中々今までの経過の中があるものですから、急に方向転換して新しいやり方でやるというのは難しいと良く理解しております。人事異動についてもそのとおりであります。今までもそれぞれの消防署に配属されたらですね、そこにずっと居るんだということが慣例になっていますから、職員の皆さんもそういうことで生活設計されているわけです。ですから中々今急に直せというのは難しい部分がありますけども、少なくとも例えば民間で言えば、例えばですね農協の例を出しますけども、渡島、檜山管内13農協が合併しました。それぞれ皆さんはその農協に就職した時は、その組合で一生を終えるつもりだったものが合併した途端にですね色々な所に、例えば知内の職員も厚沢部に行ったり、森に行ったり様々異動するわけですよ、それが普通なんですよ民間ではね、なんで公務員がそういうことが出来ないのか、当然この一つの組織の中に居るわけですから、そして採用された時も渡島西部広域事務組合として、採用されてですね消防長が任命権者になっているわけですよ、当然それは人事の異動があっても良いわけですし、それをあくまでも現状のままではないだろうと思っておりますので、是非ともやって頂きたい。特に人事の部分については、一つは人事異動が必要だと思うのは、非常に構成町のそれぞれ消防が常設することになってですね、同じような時期に出来たものですから、年齢の構成が非常に偏っているわけですよ、そういうことで色々これから、その署の基幹になる職員の部分も足りなくなったり色々なことがあるわけです現実の問題として、そういうことでもし人事異動をやっていれば、そういうこともちゃんと4消防署の中で、年齢構成等を4つの消防署の中で異動させることによって、バランスが取れた構成も出来るわけですから、そういうことも考えて頂いて是非ともやって頂きたいなと思っております。それから非番の対応なんですけども、先ほど言ったとおりそこに住むというのも大原則でやれば良いことであって、消防職員になったらそれが一つの義務なんだというふうに当然考えてやるべきだろうなと、私は考えております。

予算に関してまたお尋ねするんですが、中々現実的にはその町の財政の問題もありますから一方的にですね、広域事務組合が決めたからこれでやれというようには行かないというのは当然のことでありまして、これは当然決定する前には構成町と十分協議してですね、やるのが原則ですけども、だからといって構成町の都合だけで全てを丸呑み、鵜呑みにするというわけにはいかないだろうと私は思っております。そういう意味で、何回も繰り返しますが消防本部がトップになるのが本来の姿だと思っておりますが、管理者一人

にお尋ねしても、中々構成しているそれぞれの首長さんがどんな考え方をしているのか、中々管理者としても答弁に窮するところもあると思いますので、議長のお許しを頂いて他の3人の参与の皆さんにこの件について、見解をお尋ねして最後にしたいと思います。以上です。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 予算の面ではですね、中々難しいということはある程度ご理解頂いたと思いますけども、ただ伊藤議員が仰っていることも十分理解出来るわけでございます。今後そういったことも念頭に入れながら継続して協議して参りたいとそういうふうに思っております。また人事異動もですね短期間又は試験的に、そういったことも可能かなと思っておりますので、消防長の方にはその旨指示を出して行きますのでよろしくお願い申し上げます。後は私の方から提案という形でございますけども議員皆様の方で4町の統一したものと、今伊藤議員が仰るような形の特別委員会とか検討委員会でも勉強会でもいいのですけどもそういったことも、もし合わせて検討して頂けるのであれば有難いなとそういうふうに思っております。以上です。

○議長（溝部幸基） 石山英雄参与。

○参与（石山英雄） 伊藤議員から予算についてご質問がありました。議員仰るように私ども松前町で議会が議決して負担金として広域事務組合に納付するわけでありますので、これは負担金でありますから義務的経費になるものだと思っておりますので、それは議員ご指摘のとおりだというふうに思います。ただ現状の予算の組み立てのことを言いますと、松前町の場合を言いますと松前消防署の方から町の方に予算要求が来ると、そこで予算の細部について色々と査定させて頂きながら議会に提案して議決を頂いているという現状もありますので、その辺はぜひ理解して頂きたいなというふうに思っております。ただご指摘されている部分につきましては、本当に義務的経費になるというふうなことでありますので、ご指摘どおりだというふうに思っております。ただ予算の今の現状も一つ理解して頂きたいなというふうに思っております。

○議長（溝部幸基） 次に大野幸孝参与。

○参与（大野幸孝） 今9番議員ご指摘の件でございますけども、これは長い歴史がありまして、今議員も仰って頂きましたけども、一つの組織として各西部4町が立ち上げた時点では、一つの組織としてこれは運営すべきだという理解があったんだろうと、今私なりに考えさせて頂いております。ただ色々と各自治体の財政状況によって、独自削減をする町、それから独自削減をしてない町とで、段々だんだん統一した考え方がずれて来たということも、これも事実だというふうに思っています。私自身は一つの組織として、そこに組織の一員として加入をさせて頂いたという考え方でありますので、一つの自治体、今議員がご指摘を頂いたような形で運営するのが妥当だというふうに理解をしております。ただ今までの各自治体の取り組みの中で、果たしてすぐにその部分が実施できるかどうかと言うことは十分各自治体の理解を得ながらやっを行かなければならないのかなというふうに思っています。それでちなみに平成26年度で各自治体の独自削減が終わったということでありますので、一つの契機としてはなるのかなという、自分なりの理解をしているところであります。以上です。

○議長（溝部幸基） 次に大森伊佐緒参与。

○参与（大森伊佐緒） 消防本部の大きな役割は、地域の皆さんが安全で安心して暮らせる。ここの部分が極めて大事でありまして、これまで何点かのお尋ねの中で、そこから逸脱している或いは住民が不安を覚えている、こういったことであれば早急に変えていかなければならないと思います。しかし今回の問題では、このことが原因になって住民に不安感などがあるかという決してそうではない。しかし伊藤議員

のお尋ねのとおり本来であれば消防本部がしっかりと先頭に立って、この消防を引っ張って行かなければならないということは、これは十分ご理解をいたします。長い歴史の中で少しずつ変化をしておりますが、今後消防本部に望むのはリーダーシップをしっかりと取ると、こういうことだと思いますので、私共もそれに近づけた行動をして行きたいと思っております。

○議長（溝部幸基） 以上で一般質問を終わります。暫時休憩をいたします。再開を3時15分と致します。

(休憩 14時57分)

(再開 15時13分)

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎報告第1号 専決処分した事件の報告について
(交通事故に係る和解について)

○議長（溝部幸基） 日程第5 報告第1号専決処分した事件の報告についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは議案の説明の前に、配付しております議案等の資料について、確認させていただきますのでよろしくお願い致します。

お手元の方に議案と議案説明資料及び平成27年度の予算説明書と表紙が黄色の予算説明資料の4種類を配付しておりますので確認の上、ご用意願います。

それでは、最初に議案と議案の説明資料をご用意願います。議案の方の1頁をお開き願います。

報告第1号専決処分した事件の報告について、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。平成27年2月27日提出、渡島西部広域事務組合管理者。次の2頁をお願いします。

専決処分書、交通事故に係る和解について、地方自治法第180条第1項及び渡島西部広域事務組合管理者の専決処分事項の指定に関する条例第1号の規定により次のとおり専決処分する。平成27年2月2日、渡島西部広域事務組合管理者。

詳しい内容について別冊の議案説明資料により説明しますので、議案説明資料の1頁をお願い致します。

報告第1号関係、交通事故に係る和解について、平成27年1月19日午後2時20分頃、知内町字森越31番地付近で公用車（知内消防署広報車両）の交通事故が発生しましたが、車両損害に係る和解が平成27年1月22日に成立したものであります。記として、1の事故の状況、①発生日時、平成27年1月19日午後2時20分頃、②発生場所、知内町字森越31番地付近の国道228号線上でございます。③事故内容、広報車で消防水利の除雪のため、ハザードランプを点灯し停車していたところ、福島方面に走行中の相手車両が、スリップし当方の右後方に追突破損したものでございます。

2の和解の内容ですが、事故の状況から、和解の相手方である井上正一氏26歳札幌市西区琴似2-3-2-27の過失割合を100%として、破損した公用車を原形に復することとして和解が成立したものです。

3が事故発生箇所の位置図ですので参考に願います。

以上で報告第1号の説明を終わります。宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩します。

(休憩 15時17分)

(再開 15時17分)

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。1頁資料の井上正一氏の住所を札幌市西区琴似2-3-2-27ですので訂正をしておきます。暫時休憩をします。

(休憩 15時18分)

(再開 15時18分)

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 大変申し訳ございませんでした。井上正一氏が正しい名前で、住所も札幌市西区琴似2-3-2-37と申し上げましたが、最後が27が正しい住所でございますので訂正よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基） はい訂正をしておきます。内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等がございますか。11番岩館俊幸議員。

○11番（岩館俊幸） 1点だけ質問をさせて頂きたいと思います。道路の横に止めてですね、これを見ると広報車で消防の水利の除雪をしていたということでございますけども、ハザード点灯をしていたということですけども、冬になればハザード点灯だけで吹雪いたりしますと、後ろから来た車というのは、中々見えにくいと思うんですよ、やっぱり道路の脇に止めて。雪があるとは思いますが、そういう場合にはハザード点灯の他にもう少し何か方法をですね、やっぱり考えなければ、又もやこういう追突事故が起きる可能性だってなきにしもあらずであります。ですからハザード点灯したからそれで良いんだということなのか、それともこの他にもう少し見やすいものを道路の車の前にですね、今は工事中の道路であれば、色々と光る赤い点灯したりですね、そういうものをやりながら工事してますので、これは工事でないとしても、やっぱり車を道路の脇に止めて除雪をするということは、一種の工事と似通った面がありますので、このままで良いのか、この他に何かそういう策を練ながらですね、やっぱり身の安全も考えなければですね、今回はたまたま車の後ろにぶつかっただけですから良いとしても、やっぱり人に危害を及ぼすような追突事故だって発生する可能性がありますので、その辺については今後どうするつもりなのか、その点についてお聞きしたいこう思います。

○議長（溝部幸基） 高田豊消防長。

○消防長（高田 豊） 今議員の仰ったとおり、ただハザードを付けて止めておいて良いかということですけども、全くそのとおりでございまして、今後はその辺をちょっと検討、協議をさせて頂きたいと思えます。まずは具体的に言えば、ちょっと遠回りになるかもしれませんが、空き地の方に止めるとかですね、なにか道路から退避するような格好とか、何かしらの事故防止を今後協議というか検討したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（溝部幸基） 他に確認したい事項等がございますか。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基） 以上で報告第1号を終ります。

◎議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基） 日程第6議案第1号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは、定例会議案の3頁をお開き願います。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部改正について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年2月27日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

提案理由について説明しますので、別冊の議案説明資料の2頁をお開き願います。

議案第1号関係、職員の給与に関する条例の一部改正について。

1の提案理由について、平成26年第3回定例会で給与条例の一部改正が可決されましたが、平成26年度福島町議会定例会12月会議において、給与条例の一部改正が修正可決されたことに伴い、当組合の給与条例を一部改正するものです。

2の改正内容について、附則の第7条関係（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）の改正その下の表ですが、区分、前回可決内容、今回の提案内容で、第7条第2項の条文改正になります。前回は知内消防署職員及び木古内消防署職員並びに木古内町派遣職員については適用しないとの可決内容となっておりましたが、今回はこれを松前消防署職員（所属異動職員も同様とする。）について適用することと改正するものです。

次に、1号俸抑制しない所属名は、前回は知内消防署、木古内消防署でしたが、今回はこれに福島消防署、事務局、消防本部、衛生センターを加えるものです。その下には、1号俸抑制する所属名を前回可決内容と今回提案内容で記載しておりますので参考に願います。括弧については省略いたします。

3の施行期日、この条例は公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用するもので、昇給日が1月1日となっておりますので遡及適用するものです。議案の3ページにお戻り願います。一部改正する条文を改正前と改正後で改正部分を太字で記載しておりますので参考に願います。

なお、今回の条例改正に伴う予算については事務局、衛生センター、消防本部と福島消防署の24人分で、金額では10万6,000円です。詳細については後ほど補正予算で説明させていただきます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議の程お願い致します。。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 平成26年度渡島西部広域事務組合
一般会計補正予算（第5号）

○議長（溝部幸基） 日程第7 議案第2号平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは、議案の4頁をお開き願います。

議案第2号、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)、平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,164万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,189万3,000円とするものです。

2は省略させていただきます。平成27年2月27日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

なお、今回の主な補正の内容は、先ほど可決頂きました給与条例の一部改正に伴う人件費及び実績勘案に伴う増減、福島消防署の消防救急デジタル無線の整備に対する入札減に伴う国からの補助金の減額や各種事業や備品購入に係る入札減をはじめ、年度末の決算に向けた経費に係る執行残を調整し、それに伴う構成町の負担金などを整理するものでございます。それでは、事項別明細書の歳出から説明をしますので、議案の23頁をお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費27万6,000円の減額です。1節報酬13万5,000円の減と9節旅費11万1,000円の減及び10節交際費3万円の減は、いずれも実績精査による減です。次の24頁です。

2款総務費、1項総務管理費、1目事務局費38万6,000円の減額です。2節給料の職員給3人分1万円の増は先ほどの給与条例の一部改正に伴う増です。以降衛生費と消防本部費及び福島署も同様です。3節職員手当等の時間外勤務手当は実績精査で20万5,000円の減、4節共済費2万3,000円の増は給与改正に伴う共済組合負担金等の増、10節交際費から18節備品購入費まで、実績精査による減です。25頁です。

2項監査委員費、1目監査委員費10万8,000円の減額です。1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額です。次の26頁です。

3款衛生費、1項清掃費、1目し尿処理費558万6,000円の減額です。2節給料の職員給2人分1万2,000円の増は先ほどの事務局費と同様です。4節共済費2万6,000円の増も同様です。11節需用費から13節委託料まで、実績精査による減です。なお、主なものでは11節需用費は消耗器材費等の減、13節委託料で一番上のし尿収集運搬業務委託料は収集量900kℓの減が主なものです。27頁です。

2目ごみ再生処理費259万6,000円の減額です。9節旅費から15節工事請負費まで、いずれも実績精査による減です。主なものでは11節需用費で231万6,000円の減は消耗器材費や燃料費や光熱水費の節減により減となります。次の28頁です。

3目最終処分場処理費148万2,000円の減額です。3節職員手当等から13節委託料まで実績精査による減で、11節需用費は消耗器材費や光熱水費の節減により減となります。29頁です。

4目し尿処理施設費178万2,000円の減額です。13節委託料と15節工事請負費は、いずれも入札等での実績による減です。なお、15節の工事請負費の旧し尿処理施設アスベスト処理工事費の減により、歳入での社会資本整備総合交付金の減額も伴うものです。次の30頁です。

4款消防費、1項常備消防費、1目消防本部費 18万9,000円の減額です。2節給料の職員給1人分5,000円の増は先ほどの事務局費と同様です。3節職員手当等は実績精査による減、4節共済費4,000円の増も事務局と同様です。9節旅費は実績精査による減です。31頁です。

2目松前消防署費 139万3,000円の減です。3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減です。次の32頁です。

3目福島消防署費 50万1,000円の減額です。2節給料の職員給18人分7万9,000円の増は先ほどの事務局費と同様です。3節職員手当等は実績精査による増減、4節共済費3万7,000円の増も事務局と同様です。8節報償費から27節公課費まで、いずれも実績精査による減です。33頁です。

4目知内消防署費 212万円の減額です。3節職員手当等は実績精査による増減、9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減です。次の34頁です。

5目木古内消防署費 143万4,000円の減額です。3節職員手当等は実績精査による増減、9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減です。35頁です。

4款消防費、2項非常備消防費、1目松前消防団費 23万9,000円の減額です。1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額です。次の36頁です。

2目福島消防団費 145万5,000円の減額です。1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額です。37頁です。

3目知内消防団費 50万3,000円の減額です。1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額です。次の38頁です。

4目木古内消防団費 61万円の減額です。1節報酬から19節負担金補助及び交付金まで、いずれも実績精査による減額です。39頁です。

同じく消防費、3項消防施設費、1目松前施設費 34万9,000円の減額です。15節工事請負費と18節備品購入費は入札減によるものです。次の40頁です。

同じく2目福島施設費 1,871万2,000円の減額です。13節委託料から18節備品購入費は入札減等によるものです。41頁です。

3目知内施設費 848万1,000円の減額です。13節委託料と19節負担金補助及び交付金は実績精査による減、15節工事請負費と18節備品購入費は入札減によるものです。次の42頁です。

4目木古内施設費 81万5,000円の減額です。13節委託料は入札減、15節工事請負費は見積もり合わせの減によるものです。43頁です。

5款公債費、1項公債費、2目利子 403万5,000円の減額です。23節償還金利子及び割引料の衛生施設償還利子で、汚泥再生処理センター分 347万2,000円の減は、貸付利率を1%で予算計上していましたが、0.6%になったことによる減額です。一時借入金利子はデジタル無線整備事業費支払いに係る一時借入分の利子を減額するものです。次の44頁です。

6款諸支出金、2項積立金、1目衛生センター施設整備基金積立金 1,152万5,000円の追加です。25節積立金は、上の財源内訳でその他の浄化槽汚泥処理手数料 163万2,000円と一般財源の地方交付税 989万2,000円と預金利子の1,000円を整備基金に積立するものです。45頁です。

2目石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金 11万9,000円の減です。25節積立金は、北斗市の石油備蓄量の減により減額となるものです。

なお、基金の関係について説明をしたいと思いますので、別冊の議案説明資料3頁をお願いします。

今回の補正により変わる部分を基金の調書としてお示ししているものでございます。

平成 26 年度衛生センター施設整備基金積立金調書です。左端の方から、構成町で松前町から木古内町まで、平成 25 年度末の現在高合計で 1 億 3,042 万 2,093 円から、旧し尿処理施設の汚物等除去及び監理業務並びにアスベスト処理で金額が確定しましたので、松前町で 1,149 万 7,000 円、福島町 705 万 6,000 円、知内町 466 万 7,000 円、木古内町 619 万 3,000 円の合計 2,941 万 3,000 円を取崩し、平成 26 年度積立金として、9 月定例会で繰り越した 558 万 5,122 円と後ほど歳入でも出てまいります、利子及び配当金利子の当初予算に今回の補正分 1,000 円で 16 万 3,027 円、確定の浄化槽汚泥処理手数料は当初予算 816 万円に今回の補正分 163 万 2,000 円で 979 万 2,000 円、地方交付税の補正額 989 万 2,000 円で 26 年度の積立額の合計が 2,543 万 2,149 円を積立てするもので、平成 25 年度末の現在高に取り崩しをする金額と積立する金額を差し引きしまして、26 年度末見込み額では松前町 4,317 万 3,362 円、福島町 4,583 万 6,163 円、知内町 2,041 万 7,679 円、木古内町 1,701 万 4,038 円となり、合計で 1 億 2,644 万 1,242 円を平成 27 年度に繰り越すものです。なお、その下に平成 26 年度石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金調書として木古内町の基金ですけれども、平成 25 年度末では 211 万 8,000 円、利息として 2,647 円、道からの支出金 199 万 9,000 円を積立しますと 200 万 1,647 円を積み増して、411 万 9,647 円となる予定でございますのでよろしくお願ひします。

以上で歳出の説明を終わります。次に歳入の説明をしますので議案の 9 頁にお戻り願ひします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目衛生負担金 2 万 6,000 円の減額です。1 節松前町負担金 315 万 9,000 円の減額ですが、議会費分からし尿処理施設公債費分まで歳出減に係る減額分です。以下知内、木古内町は同様です。2 節福島町負担金 726 万 4,000 円の増、説明欄の議会費分からし尿処理施設公債費分までは同様ですが、一番下の先ほど基金調書で説明した地方交付税 989 万 2,000 円が追加となるものです。3 節知内町負担金 165 万 7,000 円の減額、4 節木古内町負担金 247 万 4,000 円の減額です。次の 10 頁です。

2 目消防負担金で 2,685 万円の減額です。1 節松前町負担金 248 万 5,000 円の減額です。議会費分から一時借入金利子分まで歳出減に係る減額分です。以下福島、知内、木古内町も同様です。2 節福島町負担金 1,005 万 7,000 円の減額、3 節知内町負担金 1,142 万 7,000 円の減額、4 節木古内町負担金 288 万 1,000 円の減額です。11 頁です。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目し尿処理手数料 486 万円の減額です。1 節し尿処理手数料で実績を勘案して、収集量 900 k l 分の減額です。次の 12 頁です。

2 目浄化槽汚泥処理手数料 163 万 2,000 円の追加です。1 節浄化槽汚泥処理手数料で実績を勘案して、処理量 340 l 分の追加で全額基金へ積み立てするものです。13 頁です。

3 目ごみ処理手数料 31 万 2,000 円の追加です。1 節ごみ処理手数料で処理量 60 t 分の追加です。次の 14 頁です。

4 目消防手数料 42 万 7,000 円の増額です。1 節消防手数料で危険物施設申請に係る件数増によるものです。15 頁です。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目社会資本整備総合交付金 34 万 2,000 円の減額です。1 節社会資本整備総合交付金は福島消防署、木古内消防署の耐震診断委託料が入札減となったため交付金を減額するもので、また旧し尿処理施設アスベスト分についても同様に入札減によるものです。次の 16 頁です。

同じく 2 目無線システム普及支援事業費等補助金 1,123 万 2,000 円の減額です。1 節無線システム普及支援事業費等補助金は福島消防署のデジタル無線整備工事費の入札減及び補助対象品目の見直しによるものです。次の 17 頁です。

4 款道支出金、1 項道交付金、1 目消防施設整備費交付金 11 万 9,000 円の減額。1 節消防施設整備費交付金は、木古内消防署分の石油貯蔵施設立地対策等交付金で北斗市の石油備蓄量の減によるものです。次の 18 頁をお願いします。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金 1,000 円の追加は衛生分の基金に係る利子の増額でこれも基金へ積立てします。19 頁です。

同じく 2 項財産売払収入、1 目物品売払収入 56 万円の追加です。1 節物品売払収入のアルミプレス等売払代金ですが、売り払い量の増によるものです。次の 20 頁です。

6 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目衛生センター施設整備基金繰入金 118 万 7,000 円の減額、1 節衛生センター施設整備基金繰入金は旧し尿処理施設の汚物等除去・処理業務分と監理業務については見積もり減、アスベスト処理工事分については入札減によりそれぞれ基金から繰り入れ支消する分を減額するものです。21 頁です。

8 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目組合預金利子 2 万 6,000 円の追加です。1 節預金利子 2 万 6,000 円の追加は、預金利子の追加です。次の 22 頁です。

同じく 2 項雑入、1 目雑入 1 万 2,000 円の追加です。1 節雑入は公有建物共済金 6 万円の減は最終の見積もりで契約額を減額したことに伴うものです。救急救命士追加講習受講経費助成金 7 万 2,000 円の追加ですが、松前、福島、知内、木古内署分で北海道市町村振興協会より一人につき 8,000 円助成されるものです。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。議案第 2 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第 2 号は可決致しました。

◎議案第 3 号 平成 27 年度渡島西部広域事務組合 一般会計予算

○議長（溝部幸基） 日程第 8、議案第 3 号、平成 27 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算を議題と致します。提案理由の説明を求めますが、審議の進め方についてお諮り致します。

最初に総括的な予算編成概要についての説明を受け、その後に歳出 1 款議会費及び 2 款総務費を、次に 3 款衛生費を、次に 4 款消防費を、更に 5 款公債費、6 款諸支出金及び 7 款予備費を 4 分割して説明を受け、それぞれ質疑を行います。次に歳入全般についての説明を受けて質疑を行い、最後に歳入歳出全般について質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮り致しましたとおり議事を進めて参ります。

最初に総括的な予算編成概要についての説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは、平成 27 年度の当初予算の説明をさせていただきますが、お手元に定例会議案及び平成 27 年度の予算説明書と黄色い表紙の予算説明資料をご用意頂きたいと思ます。

まず最初に、定例会議案の 46 頁をお開き願います。

議案第 3 号、平成 27 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算、平成 27 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17 億 8,727 万 7,000 円と定めたところでございます。

前年度当初予算 16 億 8,131 万 4,000 円に対して 1 億 596 万 3,000 円の増は、旧し処理施設の解体工事や消防救急デジタル無線活動波整備工事費等の増が主なものです。

第 2 条の一時借入金は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により、年度当初の資金繰りと年度中における資金不足対応と致しまして、最高額を 2 億 6,000 万円と定め平成 27 年度当組合の資金運用を図りたく提案するものです。平成 27 年 2 月 27 日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

予算の内容説明の前に、皆様には配付しておりませんが、平成 27 年度の予算編成に当たっての当組合の基本方針について簡単に申し上げます。

国の財政見通しでは、景気はこのところ弱さは見られるが、ゆるやかな回復基調が続いているとし、経済情勢は一部の大企業等で改善は見られるものの、北海道にあつては依然として景気回復への実感はなく、当組合を構成している各町の財政運営も少子高齢化が加速度的に進む中、地方税や地方交付税をはじめとした自主財源の減少などの厳しい状況を踏まえ、歳出全般の経費抑制と削減などの対策に努めなければなりません。

このような財政事情を考慮し計画性を持って組織の簡素・効率化を進め、歳出においては費用対効果を意識した組合運営を引き続き推進することを目標に、予算編成を実施したところでございます。

それでは、まず総括的な予算編成の概要につきましては、別冊の黄色い表紙の平成 27 年度一般会計予算説明資料に基づいて説明しますので、説明資料の 1 頁をお開き願います。

まず始めに、平成 27 年度の歳入歳出予算総額の対前年度比較表でございます。

歳入の 1 款分担金及び負担金から次の 2 頁の 6 款諸収入までの歳入合計は 17 億 8,727 万 7,000 円で、前年度より 1 億 596 万 3,000 円の増額で、率では 6.3%の増となりました。

歳入の主な増減を申し上げます。1 頁の 1 款分担金及び負担金 2 億 212 万 2,000 円の増額ですが、衛生負担金は旧し尿処理施設の解体工事等により 1 億 1,533 万円の増となりました。

また、消防負担金では松前、知内、木古内消防署、また本部の車両を含めた消防デジタル無線活動波整備など各消防施設に係る 13 件の事業などにより 8,679 万 2,000 円の増となりました。

なお、後ほど建設事業の詳細は 8 頁に掲載しておりますので説明します。

次に 2 款使用料及び手数料 246 万 8,000 円の減は、し尿処理手数料で数量では 100kl の減で 272 万 3,000 円を見込みました。浄化槽汚泥処理手数料は収集量 100kl の増で 48 万円の増、消防手数料は 22 万 5,000 円減で計上しております。国庫支出金は該当事業がございませんので科目廃止です。

3 款道支出金 11 万 9,000 円の減は木古内消防署の石油貯蔵施設立地対策等交付金の減。

4 款財産収入は前年度とほぼ同額です。

5 款繰越金は前年度と同額の整理科目です。次の 2 頁です。

6 款諸収入 53 万円の増ですが、渡島地方消防総合訓練大会の助成金の増などです。続いて 3 頁の歳出です。歳出の全体での主な増減を申し上げます。

人件費は組合全体で定年退職者7名と勸奨退職者1名に対し、派遣職員1名、再任用職員1名、新規採用者7名で前年当初より1名増の117人分となりますが、総体で663万8,000円の減額です。

なお、別冊の平成27年度の予算説明書65頁に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。また8ページの建設事業費では、2件増の19件となりますが、旧し尿処理施設解体や消防救急デジタル無線の活動波整備工事費等の増で金額全体では1億596万3,000円の増額となっておりますのでよろしくお願ひします。

まず、1款議会費は前年度とほぼ同額です。

2款総務費225万2,000円の増額ですが、事務局費は共済費の標準報酬制導入に係る給与システム改修や組合ホームページの開設による委託料の増、また監査委員費37万2,000円の増は、全国大会の隔年旅費などの増によるものです。

3款衛生費1億2,487万7,000円の増額ですが、職員2名の退職、1名の派遣と再任用により人件費は若干の減となりますが、汚泥再生処理センターのオーバーホールや燃料費等の増、し尿処理費で2,290万1,000円の増、ごみ再生処理費のストックヤード建設に係る実施設計委託料の増等で723万4,000円の増、最終処分場処理費でバックホウの購入等で631万1,000円の増、し尿処理施設費は旧し尿処理施設の解体工事費と施工監理委託料で8,843万1,000円の増となります。

4款消防費全体では802万円の減額ですが、人件費で退職者6名、採用者7名による増減及び建設事業費の増減に伴うものです。常備消防費では2億8,213万3,000円の増額で、消防本部費では消防救急デジタル無線活動波整備により2億9,106万1,000円の増、松前消防署費の職員の総体数は変わりませんが2名退職、2名の採用で人件費等の差額等で551万1,000円の減、福島消防署費の職員1名退職、2名の採用で393万7,000円の増、知内消防署費は2名の採用等により1,138万3,000円の増、木古内消防署費は3名の退職、1名の採用で1,873万7,000円の減です。

次に非常備消防費では417万6,000円の増額ですが、主なものでは知内消防団費の備品購入費で防火衣購入などにより270万4,000円の増、木古内消防団費で渡島地方消防総合訓練大会開催経費などで25万5,000円の増です。次の4頁です。

3項の消防施設費では2億9,432万9,000円の減額ですが、松前施設費では防火水槽の整備で434万2,000円の増、福島施設費では消防救急デジタル無線整備の終了や水槽付ポンプ自動車、気象観測装置購入費などで2億6,235万6,000円の減、知内施設費は高規格救急車の整備が終了しましたので3,520万円の減、木古内施設費は庁舎耐震診断委託料の減で111万5,000円の減です。

5款公債費1,349万9,000円の減額ですが、元金の最終処分施設分の償還終了で996万5,000円の減、利子も353万4,000円の減です。

なお別冊の予算説明書附表の69頁に地方債の当該年度末現在高見込額を添付しておりますので、ご参照願ひします。

6款諸支出金は前年度とほぼ同額。

7款予備費は前年度と同額です。次の5頁です。

平成27年度予算性質別総括表では、経費の性質別に縦の1款議会費から7款予備費までと横の欄の1人件費から7の予備費とその他までそれぞれ計17億8,727万7,000円を分類したものです。

また下から3段目に前年度との比較について、それぞれ記載のとおりですので、ご参照願ひします。次の6頁です。

平成27年度目別の財源内訳及び構成町別負担金の内訳表です。

これは予算額に対しての特定財源と一般財源をそれぞれ詳細に記載しております。また各町の負担金ですが、1番下の右側の4番目に松前町で6億3,831万9,000円、福島町の負担金が3億3,588万9,000円、知内町が3億6,456万円、木古内町が3億1,917万2,000円の内訳となっております。7頁です。

平成27年度経費別構成町負担按分表です。

当初予算は、既存の負担割合で計上し、当該年度の4月1日の住民基本台帳人口と前年度の年間収集実績が確定した後に補正予算で調整しますので宜しくお願いします。

消防関係は、本部費を除き各構成町が査定し、100%負担をしております。

なお、下の表は負担率の基準係数ですが、均等割、実績割、財政割に基づいて平成26年度の負担金額を算定しております。

議会費は均等割り度で100%、事務局費と監査委員費は均等割50と人口割50%、消防本部費は均等割50と財政割50%、し尿処理費、ごみ再生処理費、最終処分場処理費は均等割10%と実績割90%で負担金の按分をするものです。

なお、地方債元利償還金等は100%人口割、し尿処理施設費は均等割10%、実績割45%、し尿収集人口割45%です。消防費については各構成町の負担で、算出の根拠となる数字が下に示しているとおりです。次に8頁をお願いします。

平成27年度建設事業計画書ですが、衛生センターから木古内消防署まで19件、事業費で4億8,159万6,000円を当初予算で計上しております。前年度に比較して件数は2件の増、金額では1億1,497万2,000円の増となっております。内容については、後程個別に各所属の長より詳しく説明しますので割愛させていただきます。9頁です。

平成26年度渡島西部衛生センター廃棄物処理実績対前年度比較表です。各構成町の内訳及びそれぞれ25年度と26年度の実績を比較しております。

なお、平成26年度分については、12月末現在の実績と3月までの推計となっております。浄化槽汚泥処理実績は2,040kℓ、前年比マイナス305kℓで金額では99万5,000円の減、以下し尿収集実績、ごみ処理実績、最終処分場処理実績はいずれも若干前年度より減となっておりますので参考に願います。最後の10頁です。

消防の概要調べでございます。1の消防職員は定数113人に対して、平成27年1月1日現在は106人、平成26年1月1日と比較して6人の増、2の消防団員の定数は380人で予算計上しておりますが、実人員は346人で、前年と比較して6人の減です。3の救急出場件数は前年より79件減の1,293件、搬送人員も64人減の1,266人でここ数年増加傾向にありましたが、前年度より減少しております。4の火災発生状況は前年度より2件増の16件で、損害額は4,971万1,000円で3,675万9,000円の増は主に知内町で発生した山林火災によるものです。5の消防自動車等は74台で前年度より1台の増は知内町の高規格救急自動車です。6の防火水槽及び消火栓は1基増の591で防火水槽1基は知内町の重内地区に整備したものです。

以上で、平成27年度一般会計予算の提案理由及び総括的な予算概要の説明を終わります。

なお、この後、各項目毎に所属長より内容を説明しますので宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 総括的事項の説明が終わりました。次に歳出の1款議会費、2款総務費の説明を求めます。西田啓晃事務局次長。

○事務局次長（西田啓晃） それでは、事務局所管の予算説明ですが、この場所で説明させていただきます。

また、予算全般について、基本的には10万円以上の増減について説明をさせていただきますのでご了承願います。

それでは、平成 27 年度渡島西部広域事務組合一般会計予算説明書の 23 頁をお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 103 万 2,000 円で、1 節報酬から 19 節負担金補助及び交付金はほぼ前年度と同額です。次の 24 頁、25 頁をお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目事務局費 4,221 万 2,000 円で、前年度より 188 万円の増で、2 節給料から 4 節共済費までは職員 4 名分の人件費です。9 節旅費 10 万円の増は標準報酬制導入等に伴う会議回数増です。25 頁をお願いします。11 節需用費 23 万 4,000 円の増は公用車の車検等による増、13 節委託料 276 万 7,000 円の増は標準報酬制導入による給与システム改修及び当組合の各種情報、申請や公表等に係るホームページ作成による増、18 節備品購入費は科目廃止による減です。10 節交際費は前年度と同額、7 節賃金、12 節役務費、14 節使用料及び賃借料、19 節負担金補助及び交付金は前年度とほぼ同額です。次の 26 頁をお開き願います。

2 項監査委員費、1 目監査委員費 106 万 2,000 円で、37 万 2,000 円の増です。1 節報酬と 9 節旅費で、隔年で実施している全国研修分などの増によるものです。11 節需用費と 19 節負担金補助及び交付金は前年度と同額です。以上、議会費、事務局費及び監査委員費の説明を終わります。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 1 款から 2 款までの説明が終わりました。質疑を行います。

6 番木村隆議員。

○6 番（木村 隆） 25 頁の委託料の所ですね、ホームページの作成というのがあるんですけども、どういった話し合いの中から、この作成を今年度して行くというふうになったのか、そういう経緯がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基） 西田啓晃事務局次長。

○事務局次長（西田啓晃） ホームページの作成については、前々から考えていた部分でありまして、全道でも相当数でホームページ、事務組合なり消防関係では組合の方でホームページを開設しておりまして、当組合もホームページを開設するような協議はしておりまして、この度ホームページの作成に着手するという協議が整いましたので、平成 27 年度に予算計上をしたところでありまして。

○議長（溝部幸基） 6 番木村隆議員。

○6 番（木村 隆） 良いことだと思います。今後の検討課題として一つお願いがあるんですけども、こういうホームページを作る中でですね、どうにかこのネット配信、この広域事務組合の議会のネット配信出来ないものだろうか、そういうことをですね一つ参与、幹事会なり担当者会議なりで、議題として扱って頂きたいなと思います。やっぱり私もですね 4 年に一回洗礼を受けて構成町で当選して来ても、この広域事務組合の議員になるかならないかというのは、またさらに選挙で選ばれて来るわけで、前後の経緯とかも勉強して来ないと中々難しいのではないかと思うんですね、確かに会議録だけは各町の議会に置いてありますのでということ報告するんですけども、やっぱりインターネット放送が出来ないのであれば、このホームページの中で会議録を載せてもらうとか、そういう方向性にもなるのではないかと思うんです。その辺も一つ検討課題として協議して頂きたいなと思います。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 先ほど次長の方からも答弁を申し上げましたけども、現在法律で衛生センターの最終処分場の数値等については公表しなければならないということで、福島町のホームページを間借りして情報等は公開してございます。また、入札の指名願いにつきましても福島町のホームページを参考にしてダウンロードした中で、管理者佐藤卓也と組合名を入れた中で提出して下さいということで指名業者にもお願いしてございます。そういう中でですね消防本部や事務局等の職員採用等についても

各町のホームページをお借りしながら周知をしている状況でございますので、それらも含めて本部等の採用に関して一括組で願書を受付けるような形でホームページを開設したいという意向を持ってございます。また、今議員仰られましたようにネット配信が可能かどうかはその辺をが福島町の議会とも調整が必要かと思えます。会議録等についても随時掲載して行くような形で考えております。最後の答弁になりますがネット配信については検討するというごことをご理解の方よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認めます。

次に3款衛生費の説明を求めます。田中一郎衛生センター長。

○センター長（田中一郎） それでは、3款衛生費の予算について説明させていただきます。それでは予算説明書の27頁をお開きください。

3款衛生費、1項清掃費は4億8,511万3,000円で前年比1億2,487万7,000円の増となっております。主なものは汚泥再生処理センターの処理設備機械等のオーバーホール、ストックヤードの建設工事実施設計委託料、旧し尿処理施設の解体工事費などとなっております。

1目し尿処理費は2億5,062万5,000円で前年度より2,290万1,000円の増となっております。2節給料は10万7,000円、3節職員手当等は14万9,000円、4節共済費63万2,000円の減は職員2名の退職や再任用に伴う配置換えによるもので、ごみ処理施設費と最終処分場処理費も同様となっております。7節賃金、9節旅費、10節の交際費はほぼ前年同額となっております。次に28頁をお願いします。11節需用費2,453万5,000円の増は、消耗器材費などが162万2,000円、残渣物等の焼却用の燃料費が2,204千円、光熱水費のうち電気料金が1,056万2,000円、設備の稼働が2年目に入るため各種処理設備のオーバーホールが1,027万1,000円増額で、連絡用公用車の車検整備費が13万円の減となっております。12節役務費66万1,000円の減は放流水検査手数料を汚泥再生処理センターの運転管理業務委託料へ移行したための減となっております。13節委託料は15万9,000円の減ですが、し尿収集量の減により、149万円の減、保安管理業務が2年目に入り、機械設置分がなくなったため14万円の減ですが、汚泥再生処理センターの運転管理業務に放流水検査手数料を移行しており136万8,000円の増、消防設備点検業務は28万7,000円が新たに増となっております。14節使用料及び賃借料は前年と同額です。18節備品購入費は被服貸与費で新設科目となります。19節負担金補助及び交付金はほぼ前年同額です。27節公債費はバキューム車の重量税です。次の29頁をお願いします

2目ごみ再生処理費1億534万7,000円で前年比723万4,000円の増となっております。2節給料219万9,000円、3節職員手当等84万9,000円、4節共済費134万3,000円の減はし尿処理費と同様です。9節旅費は前年とほぼ同額。11節需用費の83万8,000円減は、補修用消耗器材が12万9,000円増、燃料費は単価の値下げにより14万5,000円の減、光熱水費は電気料の値上げ分の増が48万円、修繕費が135万2,000円の減となっております。12節役務費は84万8,000円で前年比8万6,000円の減となっておりますが、地下タンクの減圧検査が3年に1回のため減となります。次に30頁をお願いします。13節委託料は4,711万2,000円で1,246万円の増となっております。主なものは、ごみ再生処理施設運転管理業務の増分が67万円、保安管理業務の機器設置分の14万円が減、平成28年度建設予定のストックヤードの実施設計業務委託料が1,188万円となっております。ストックヤードの実施設計業務の内容について説明しますので70頁をお開き願います。予算説明書、ごみ再生処理ストックヤード建設工事実施設計業務の施行について、平成27年度において施行するごみ再生処理ストックヤード建設工事実施設計業務の内容は、次に定めるところによる。記、

以下区分、内容の順で説明します。1. 業務名、ごみ再生処理ストックヤード建設工事実施設計業務、2. 工事箇所、福島町千軒地内、3. 工事内容、ごみ再生処理ストックヤード建設工事実施設計業務一式で、設計書、発注仕様書、発注図面作成です。4. 工事費 1,188 万円以内、5. 施行方法、指名競争入札及び随意契約によるものです。

なお、配置計画の平面図を次の 71 頁に添付しておりますので参考に願います。それでは 30 頁にお戻り願います。18 節備品購入費は被服貸与費で新設科目になります。19 節負担金補助及び交付金、27 節公課費は前年と同じ内容となっています。次の 31 頁をお願いします

3 目最終処分場処理費 3,595 万 8,000 円で前年比 631 万 1,000 円の増で主なものは備品購入費のバックホウ購入によるものです。2 節給料が 14 万円、3 節職員手当等が 10 万 4,000 円の増でし尿処理費と同様です。9 節旅費は前年とほぼ同額です。11 節需用費は 42 万 5,000 円の減で、燃料費の単価減で 11 万 4,000 円の減、光熱水費の電気料が 32 万 7,000 円の増、修繕費で 61 万 4,000 円の減となっています。12 節役務費は 66 万円の減で計量器検査が隔年実施によるものです。次に 32 頁をお願いします。13 節委託料は 10 万 8,000 円の増、主なものは浸出水処理維持監理業務は 23 万円の増、保安管理業務は機械設備設置終了により 14 万円の減となっています。18 節備品購入費 696 万 6,000 円は、最終処分場ヤード管理のため使用しているバックホウが購入から 16 年が経過し、老朽化が著しいため購入するものです。19 節負担金補助及び交付金はほぼ同額です。次の 33 頁をお願いします

4 目し尿処理施設費 9,318 万 3,000 円で前年比 8,843 万 1,000 円の増となっており、主なものは旧し尿処理施設の解体工事費の増です。13 節委託料 216 万円は旧し尿処理施設解体工事施工監理業務委託料です。15 節工事請負費 9,102 万 3,000 円は旧し尿処理施設の解体工事費で、内容について説明しますので 72 頁をお開き願います。予算説明書、旧し尿処理施設解体工事の施行について、平成 27 年度において施行する旧し尿処理施設解体工事の内容は、次に定めるところによる。記、以下区分、内容の順で説明します。1. 工事名、旧し尿処理施設解体工事、2. 工事箇所、福島町千軒地内、3. 工事内容、旧し尿処理施設解体工事 (1,502 平方メートル) で、建屋及び機械設備、予備貯留槽、土壌接触爆気、土壌式脱臭設備一式を解体するものです。4. 工事費 9,102 万 3,000 円以内、5. 施行方法、請負施工又は随意契約によるものです。

なお、解体工事の平面図を次の 73 頁に添付しておりますので参考に願います。

以上で、衛生費の説明を終わらせて頂きます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長 (溝部幸基) 暫時休憩致します。再開は 16 時 35 分と致します。

(休憩 16 時 20 分)

(再開 16 時 33 分)

○議長 (溝部幸基) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

3 款衛生費の説明が終わっておりますので、質疑を行います。11 番岩館俊幸議員。

○11 番 (岩館俊幸) 32 頁の備品購入費についてお伺いしたいと思います。バックホウの購入費で 16 年が経過してですね、これを新しいものに取替えるのだろうと思うんですけども、普通ああいう機械というものは、車と違って 16 年位でありますと、車庫に入れて置いているのか外に置いているのか、私はよく分かりませんが 16 年で新しいものに取替えなければならないというのは、少し早いのではないかなという感じがしていますので、その辺管理をですねどのように普段は、外に置きっぱなしにしているのか、

それとも保管庫と言いますか、車庫と言いますかそういう所に置いているのか、その辺について説明して頂ければなと、こう思います。

(溝部幸基) 田中一郎衛生センター長。

○**センター長 (田中一郎)** バックホウの備品購入についてお答え致します。まず、管理状態でございますが、ヤードに24時間そのまま置いているという状態ということで、ヤードの管理につきましては、昨年の9月に使用の延長を申請しまして、今後15年間また使用し続けますよという届出をし、許可を頂いております。その管理の方法ですが、車庫等があれば良いのですが、ヤードに置きっぱなしということで、傷みも若干早い状態なのかなと思っております。また、購入から16年ではなくて、製造から16年ということで5年ほど中古の状態で購入しております。話によりますと多分海で使われていたもののようにございまして、かなり錆が激しく来ているとそれから油圧系統もかなり痛んでいるということで、業者の方から指摘をされておまして、そろそろ交換を考えて頂きたいという指摘を受けましたので、今回予算要求をさせて頂きました。以上でございます。

○**議長 (溝部幸基)** 11番岩館俊幸議員。

○**11番 (岩館俊幸)** 今の説明で良いとは思いますが、16年経過したというと私達は普通は新車で買って16年経ったのかなという感じがしておりますので、その辺については5年位使ったものを中古で買って、それから16年経ったという説明をしていただければですね、やっぱり新車で買って16年というのは余りにも、こういう重機関係としてはだいたい30年位持ちますから、普通油を挿して使うとですね持つわけで、そういうことでもう少し説明をきちんとしてもらわなければ、やっぱり新車で買ったのか、中古で買ったのか我々は分かりませんので、その辺について今度説明する時にはもう少し丁寧に説明して頂きたいとこう思います。

○**議長 (溝部幸基)** よろしいですね。その他質疑ございませんか。

(「なし」という声多数あり)

○**議長 (溝部幸基)** 質疑なしと認めます。次に4款消防費の説明を求めます。

最初に消防本部費について、高田豊消防長。

○**消防長 (高田 豊)** それでは、消防本部費について説明しますので、予算説明書の34頁をお開き願います。

4款消防費、1項常備消防費10億7,802万5,000円で前年度より2億8,213万3,000円の増、1目消防本部費3億2,320万円で前年度より、2億9,106万1,000円の増額です。主に消防救急デジタル無線(活動波)整備費の増です。2節給料から4節共済費までは職員3名分の人件費です。8節報償費は前年度と同額です。9節旅費は前年度とほぼ同額です。10節交際費は前年度と同額です。35頁をお願いします。11節需用費は32万6,000円の減で、車検整備費と車両修繕費の減額です。12節役務費は前年度とほぼ同額です。13節委託料は254万4,000円の増で消防救急デジタル無線整備工事監理業務委託料の増額です。14節使用料及び賃借料は前年度と同額です。15節工事請負費は消防救急デジタル無線整備工事費2億8,866万円で新設科目となります。

なお、工事の内容につきましては、予算説明書を添付しておりますので74頁をお願いします。予算説明書、消防救急デジタル無線整備工事の施行について、平成27年度において施行する消防救急デジタル無線整備工事の内容は、次に定めるところによる。記、以下、区分、内容の順で申し上げます。1の工事名は消防救急デジタル無線整備工事、2の工事箇所は福島町字三岳地内、これは消防本部車両移動局設備でございます。松前町字建石地内及び江良地内、知内町字重内地内、木古内町字大平地内、3の工事内容は消

防救急デジタル無線整備工事（消防本部、松前消防署、知内消防署、木古内消防署）活動波一式です。4の工事費は2億8,866万円以内、5の施行方法は指名競争入札及び随意契約によるという内容でございます。

なお、整備工事費と管理委託料の詳細を説明しますので、次の75頁をお願いします。

平成27年度消防救急デジタル無線整備工事（活動波）及び監理委託料でございますが、左側の平成25年度補正から説明します。当初の各町総整備費は松前町3億6,627万8,000円、知内町2億710万6,000円、木古内町が1億1,666万9,000円、総工事費が6億9,005万3,000円でした。

この総事業費に対する按分率は松前町53.08%、知内町30.01%、木古内町16.91%となります。平成25年度補正はこの按分率により監理委託業務を随意契約しております。表右側の平成27年度設計の欄をご覧ください。整備費内訳欄に太字でアンダーラインを引いている金額が、平成27年度の活動波整備費でございます。消防本部車両移動局136万6,000円、松前町1億7,817万4,000円、知内町7,900万2,000円、木古内町3,011万8,000円で活動波の整備費合計は2億8,866万円となります。

なお、消防本部車両移動局は、当初からデジタル無線整備に組み入れておりませんでした。3町の活動波整備に合わせて、整備を予定するものです。

本部の整備費につきましては備考欄にあるとおり、各町の消防本部負担割合でお願いするものです。次に活動波の設計により確定した各町の総整備費は、表の中央で（3署分）として記載してございますが、消防本部車両移動局136万6,000円、松前町3億5,244万4,000円、知内町1億9,442万9,000円、木古内町1億686万6,000円となり総整備費は6億5,510万5,000円となります。それに伴い、総整備費按分率も松前町53.91%、知内町29.74%、木古内町16.35%となります。按分率が変わることにより監理委託料も変わるわけですが、平成26年度共通波整備に係る監理業務委託料は既に契約済みでございますので、差額分を平成27年度予算で調整して負担いただくものです。金額は表の右側に監理業務委託料各年度按分としてアンダーラインを引いてございますが、松前町151万5,000円、知内町77万2,000円、木古内町25万7,000円となります。

また、補助金の配分は今迄整備費全体で按分することとしておりましたが、この度表の中央に示しているとおり、各町の補助対象事業を変更するものです。つきましては各町補助対象事業費に入札率及び補助割合2分の1をかけて配分するものです。配分額は松前町5,333万円、知内町3,628万2,000円、木古内町2,419万5,000円、合計1億1,380万7,000円となります。

なお、これは消防庁へ事業内容変更承認として申請する金額であり、この金額で決定する見込みでございます。76頁から79頁に整備工事図面を添付しておりますので参考に願います。

それでは、予算説明書の35ページにお戻り願います。16節から再度説明します。16節原材料費4万2,000円は新設科目で四署消防総合訓練において使用する救出用家屋の材料費です。18節備品購入費は63万1,000円の減でパソコン更新終了と事務用機の購入減です。19節負担金補助及び交付金は前年度とほぼ同額です。27節公課費は科目廃止です。以上で消防本部費の予算説明を終わります。

ご審議の程宜しく願います。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩致します。

(休憩 16時46分)

(再開 16時46分)

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

お諮り致します。会議規則では会議時間は午後5時までとなっておりますが、これを延長致したいと思っておりますがご異議ございませんか。

（「異議なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、本日の会議時間は延長することに決定致しました。

会議を続けます。消防費の説明を続けます。次に住吉政美松前消防署長。

○松前消防署長（住吉政美） それでは松前消防署所管の予算について説明します。36頁をお願い致します。

2目松前消防署費2億4,741万3,000円で前年度より551万1,000円の減額です。主な内容は、退職者2名、新規採用者2名の人件費の差額による減額です。2節給料から4節共済費までは職員34名分の人件費です。8節報償費は前年度と同額です。9節旅費は10万9,000円の減で主に消防学校初任教育入校者減による減額です。10節交際費は前年度と同額です。次に37頁をお願い致します。11節需用費は前年度とほぼ同額です。12節役務費は35万7,000円の増で主に衛星電話料と無線局再免許申請料、B型肝炎ワクチン接種手数料の増額です。13節委託料は28万2,000円の増で主に気管挿管の病院実習料と発電機に係る自家用電気工作物保安管理業務委託料の増額です。14節使用料及び賃借料は前年度とほぼ同額です。16節原材料費は前年度と同額です。18節備品購入費は147万1,000円の減で主にパソコン更新終了による減額です。次に38頁をお願い致します。19節負担金補助及び交付金は30万4,000円の増で主に消防救急デジタル無線アプローチ回線負担金の増額です。27節公課費は前年度とほぼ同額です。次に47頁をお願い致します。

2項非常備消防費5,105万6,000円で前年度より417万6,000円の増、1目松前消防団費1,661万8,000円で前年度より74万6,000円の増額です。1節報酬は前年度と同額です。9節旅費は14万5,000円の増で主にさくら分団小型ポンプ操法隊結成に伴う先進地視察旅費の増額です。10節交際費は前年度と同額です。11節需用費は44万6,000円の増で車検台数の増です。12節役務費は前年度とほぼ同額です。14節使用料及び賃借料も前年度とほぼ同額です。16節原材料費は前年度と同額です。次の48頁をお願いします。18節備品購入費、19節負担金補助及び交付金、27節公課費は前年度とほぼ同額です。次に55頁をお願い致します。

3項消防施設費4,417万8,000円で前年度より2億9,432万9,000円の減額です。1目松前施設費、2,111万4,000円で前年度より434万2,000円の増額です。11節需用費は47万5,000円の減で主に大沢消防器具置場解体費の減額です。15節工事請負費は688万8,000円の増で前年度は大沢消防器具置場の新築工事を実施しましたが、本年度は耐震性貯水槽新設工事費、消防庁舎給湯設備改修工事費を計上しています。18節備品購入費の91万5,000円減は主に気象観測装置購入費の減で本年度は小型動力ポンプ積載車購入費を計上しています。19節負担金補助及び交付金は115万6,000円の減で主に消火栓移設工事費負担金の減額です。以上で、松前消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 次に中島昌彦福島消防署長。

○福島消防署長（中島昌彦） それでは福島消防署所管の予算を説明しますので39頁をお開き願います。

3目福島消防署費1億6,819万7,000円で前年度より393万7,000円の増額です。主な内容は1名の定年退職者に対し、新規採用者2名分の人件費の増額です。2節給料から4節共済費までは職員23名の人件費を計上しております。8節報償費は前年度と同額です。9節旅費は前年度とほぼ同額です。10節交際費

は前年度と同額です。次に40頁をお願いします。11節需用費は85万7,000円の増で主に車検整備費及び車両維持修繕費の増額です。12節役務費は55万9,000円の増で主に通信運搬費と公有建物等保険料の増額です。13節委託料、14節使用料及び賃借料は前年度とほぼ同額です。16節原材料費は6万7,000円の減で訓練用煙道製作費の減額です。18節備品購入費は76万7,000円の増で活動用備品の空気呼吸器ボンベ購入の増額です。次に41頁をお願いします。19節負担金補助及び交付金は14万3,000円の増で主に大型運転免許取得助成金の新設による増額です。27節公課費は前年度とほぼ同額です。次に49頁をお願いします。

2目福島消防団費1,116万1,000円で、前年度より47万1,000円の増額で、主な内容は、団員の貸付被服購入費の増額です。1節報酬は前年度と同額です。8節報償費及び9節旅費は前年度とほぼ同額です。10節交際費は前年度と同額です。11節需用費は前年度とほぼ同額です。12節役務費は12万6,000円の増で主に公有建物等保険料の増額です。14節使用料及び賃借料は前年度と同額です。次に50頁をお願いします。16節原材料費は前年度と同額です。18節備品購入費は42万6,000円の増で主に貸付被服購入費の増額です。19節負担金補助及び交付金、27節公課費は前年度とほぼ同額です。次に56頁をお願いします。

2目福島施設費443万8,000円で、前年度より2億6,235万6,000円の減額です。主な内容は、消防救急デジタル無線整備工事及び水槽付消防ポンプ自動車整備完了による減額です。11節需用費は27万9,000円の減で庁舎等修繕費の減額です。15節工事請負費は1億8,852万4,000円の減で消防救急デジタル無線整備工事完了による減額です。18節備品購入費は科目廃止です。19節負担金補助及び交付金は250万円の増で消火栓更新工事費負担金の増額です。以上で福島消防署所管に関する予算説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 次に浅部正知内消防署長。

○知内消防署長（浅部 正） それでは知内消防署所管の予算について説明しますので、42頁をお願い致します。

4目知内消防署費1億6,962万7,000円で前年度より1,138万3,000円の増です。主な内容は新規採用者2名分の人件費の増額です。2節給料から4節共済費までは職員24名分の人件費です。8節報償費は前年度と同額です。9節旅費は20万7,000円の減で新規採用者の赴任旅費の減額です。10節交際費は前年度とほぼ同額です。次に43頁をお願いします。11節需用費は15万4,000円の減で車検台数の減です。12節役務費は11万5,000円の増で通信運搬費で衛星電話の使用料と建物保険料等の増額です。13節委託料は27万5,000円の減で特定屋外タンク貯蔵所1基分の保安検査委託料の減額です。14節使用料及び賃借料は前年度と同額です。16節原材料費は前年とほぼ同額です。18節備品購入費は43万円の減でパソコン更新事業完了による減額です。19節負担金補助及び交付金は14万9,000円の減ですが主に大型運転免許取得助成金の減額です。27節公課費は52万円の減ですが車検台数の減です。次に51頁をお願い致します。

3目知内消防団費1,231万7,000円で270万4,000円の増額で、主な内容は貸付被服費と車検整備費の増額です。1節報酬は前年度と同額です。9節旅費は14万1,000円の減で渡島大会小型ポンプ操法と小隊訓練の費用弁償の減額です。10節交際費は前年度と同額です。11節需用費34万3,000円の増で貸付被服費と車検台数の増です。12節役務費と14節使用料及び賃借料は前年度とほぼ同額です。18節備品購入費240万2,000円の増で、消防団員防火衣30着分の購入によるもので3年計画で全団員分を更新致します。52頁をお願い致します。19節負担金補助及び交付金、27節公課費は前年度とほぼ同額です。次に57頁をお願い致します。

3目知内施設費 1,622万9,000円で3,520万円の減で高規格救急自動車購入事業完了による減額です。11節需用費は前年度とほぼ同額です。13節委託料は38万9,000円の減で庁舎敷地内除雪委託料の減額です。15節工事請負費は521万3,000円の減で防火水槽新設工事の施工方法が前年度より変わったことによる工事費の減額です。18節備品購入費は科目廃止です。19節負担金補助及び交付金は19万4,000円の減で消火栓更新工事の負担金の減額です。以上で知内消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 次に佐藤寿之木古内消防署長。

○木古内消防署長（佐藤寿之） それでは、木古内消防署所管の予算を説明致しますので、44頁をお願い致します。

5目木古内消防署費 1億6,958万8,000円で前年度より1,873万7,000円の減額です。主な内容は、退職者3名、新規採用者1名の人件費の差額による減額です。2節給料から4節共済費までは職員23名分の人件費を計上しております。9節旅費は21万円の増ですが、主に救急救命士養成課程入校に係る研修旅費の増額です。10節交際費は前年度と同額です。次に45頁をお願いします。11節需用費は132万7,000円の増で車検台数の増です。12節役務費は23万2,000円の増で衛星電話料と無線局再免許申請料の増額です。13節委託料は43万3,000円の減でパソコン更新業務委託終了による減額です。14節使用料及び賃借料は57万4,000円の減でパソコン及び複写機のリース契約終了による減額です。16節原材料費は前年度と同額です。18節備品購入費は111万9,000円の減でパソコン更新事業終了による減額です。次の46頁をお願い致します。19節負担金補助及び交付金は161万2,000円の増で救急救命士養成課程負担金の増額です。27節公課費は54万1,000円の増で車検台数の増です。次に53頁をお願いします。

4目木古内消防団費 1,096万円で前年度より25万5千円の増です。主な内容は、今年木古内町で開催される渡島地方消防総合訓練大会に係る経費の増額です。1節報酬は前年度と同額です。8節報償費は前年度とほぼ同額です。9節旅費は11万2,000円の減で北海道消防定例表彰等普通旅費の減額です。10節交際費は前年度と同額です。11節需用費は35万1,000円の減で車検台数の減です。12節役務費は前年度とほぼ同額です。14節使用料及び賃借料は69万5,000円の増で渡島地方消防総合訓練大会に係るテント等借上料の増額です。次の54頁をお願いします。18節備品購入費は14万9,000円の増でヘッドライト等購入費の増額です。19節負担金補助及び交付金は前年度とほぼ同額です。27節公課費は科目廃止です。次に58頁をお願いします。

4目木古内施設費 239万7,000円で前年度より111万5,000円の減額です。主な内容は消防庁舎耐震診断終了による減額です。11節需用費は前年度とほぼ同額です。13節委託料は科目廃止です。15節工事請負費は新設科目で庁舎トイレ改修工事費です。19節負担金補助及び交付金 23万8,000円の減で消火栓補修工事に係る負担金の減額です。以上で木古内消防署所管の予算説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 消防費の説明が終わりました。質疑を行います。

11番岩館俊幸議員。

○11番（岩館俊幸） 35頁のですね、14節使用料及び賃借料について、これのウィルスソフトライセンス使用料という科目があるんですけども、これは本部の方は5,000円になっているんですけども、各消防署の方では2万円或いは3万4,000円、或いは福島署では何も持ってないということございますけども、これはどういう類のもので、機械の多い少ないで決まるんだろうと思うんですけども、福島署が何もない

ということは、本部で全部こういう機械をやっているのかなという感じをしていますけども、その辺について説明を求めたいと思います。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） このウィルスソフトライセンス使用料ですけども、仰るように台数によって変わってきます。ちなみにですね消防本部では3人おりますので、3人分のパソコン、これのウィルスソフトライセンスということで5,000円を計上させて頂きました。それで私の知っている範囲で申し上げた方がよろしいのでしょうか。各署の署長の方に説明させたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（溝部幸基） 住吉政美松前消防署長。

○松前消防署長（住吉政美） 一つのウィルスソフトで3台まで出来ると言うことです。5,000円で3台出来るという事で、内の方は12台あります。それで3掛ける4の12台で5,000円掛ける4で2万円、そういうふうになっております。以上です。

○議長（溝部幸基） 中島昌彦消防署長。

○福島消防署長（中島昌彦） 福島消防署ですけども、25年、26年ノートパソコンを7台取替えています。それで、ウィルスソフトにつきましては、購入時にソフト自体を入れてもらいまして、更新手数料が掛からないソフトを使っております。

○議長（溝部幸基） 浅部正知内消防署長。

○知内消防署長（浅部 正） 知内は先ほどの松前消防署と同じで3台で5,000円ということで、4セット分で金額を頂いております。以上です。

○議長（溝部幸基） 佐藤寿之木古内消防署長。

○木古内消防署長（佐藤寿之） 木古内消防署の場合はですね、3万4,000円となっております。木古内消防署においては、16台のパソコンがございまして、1台2,104円掛ける16台ということで3万4,000円計上しております。以上です。

○議長（溝部幸基） よろしいですか。その他質疑ございませんか。9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） 職員の研修についてお尋ねします。消防職員は採用されますと、初任研修から始まってですね経験年数に応じて、様々な研修があるんだろうと思いますし、また専門的な分野でも色々な研修があるんだと思いますが、その研修内容等は各消防署の判断でやっているのか、それとも消防本部として一つの統一的な考え方のもとで研修に出しているのか、その辺の考え方についてお尋ね致します。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） 研修の方は各消防署の判断で派遣をしております。以上です。

○議長（溝部幸基） 9番伊藤政博議員。

○9番（伊藤政博） それぞれの消防署の職員の年齢構成等もあって、そうだろうと思うんですけども、ただ、将来的に人事異動ということを考えれば、職員のスキルはある程度揃えておかなければいけないんだと思うんですね、例えば知内に居た職員でも将来的に他の職場に異動するとなれば、最低限この位のものはその時知内消防署で必要でなくてもですね、研修を受けておくとかそういうきちんとした考え方がなければですね、将来的に人事異動する時も、この研修を受けていないから動かせないなんてことになれば困るわけですから、やはりそういう意味では消防本部当たりがその辺も勘案しながら、それぞれの経験年数に応じて、最低限この位の研修は受けておくべきだと、そういうふうなことがあってもいいんだろうと思うんです。ですから私が先ほどから言っているとおり、本部の機能としてこういうこともきちんと考えて行くと、職員のスキルアップをどうすべかということも消防本部の大きな仕事だと私は考えておりますので、

その辺の見解についてももう一度お尋ねします。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） 人事交流ですか、人事異動の関係もございますけれども派遣しなければならないというのは二つございます。入ってすぐの初任者研修、その後の救急課程、これはまず絶対行かなければなりません。あとはどうしても、例えばこれはちょっと知内署を例に挙げますけれど、梯子車があるのであれば梯子車課程そういうものもございまして当然ですね、その消防署の地域性もあろうかと思われましても、現在はそのような考えにより派遣しております。ただ今後はどういうものが必要かというふうになると、これは消防署長と皆で協議しないとちょっと分かりませんので、その辺につきましては協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（溝部幸基） 6番木村隆議員。

○6番（木村 隆） 47頁になります。松前消防団費の先ほどの説明のところ、旅費で先進地に行くという話がありましたけれども、もう少し詳しく説明をして頂きたいなと思うんですが、そのさくら分団という話がありましたけれども、新しくその地域でさくら分団というものが出来るものなのか、松前町の消防団の方とさくら分団を指してその中で新たな何か特殊技能を持った分団を形成するのか、そしてその人達がどういう役割をして行くのか、それを伺いたいと思っております。

○議長（溝部幸基） 住吉政美松前消防署長。

○松前消防署長（住吉政美） これについては、木村議員も消防団員ということで小型ポンプ操法とかをやっていると、私は承知をしております。内の方の消防団は5分団あり、4分団が男子で1分団が女性のさくら分団と、これが15、6年前に創設されて、今は24名さくら分団は実員がおります。それで女子団員自ら団員から男子もやっている小型ポンプ操法をしてみたいという自発的なもとの、今年度、26年度5月の春の松前消防団の総合訓練の中でずっと訓練して来てそこで披露したとそういう経緯がございましたが、まだまだといいますか、その技術を向上するために先進地の登別へ、今回視察に行きたいと思って予算計上しております。以上です。

○議長（溝部幸基） 8番西村健一議員

○8番（西村健一） 1点だけ説明を受けたいと思っております。57頁の13節、各町の施設費で委託料はないんですけど、知内消防署の関係で委託料の除雪業務の委託料を、こういうふうに予算措置をされておりますけれども、この点について説明願いたいと思っております。どういう内容で知内だけがこうなっているのか。

○議長（溝部幸基） 浅部正知内消防署長。

○知内消防署長（浅部 正） これは防火水槽で27箇所分の業務を委託して、年間というか期間中を1万円ほどを各防火水槽1基に対して、1万円を支給しているという形です。現在では今27箇所支給しております。

○議長（溝部幸基） 8番西村健一議員

○8番（西村健一） 今説明を受けましたけれども、松前町の消防署の他はあまり内容は分からないのですが、松前消防署の方では防火水槽の場合は、随時署員が回って除雪をやっていますけれども、その辺はよその町では、知内町の場合はされていないのか、そのためにこういう予算措置されているのかもう一度説明願います。

○議長（溝部幸基） 浅部正知内消防署長。

○知内消防署長（浅部 正） 知内町では一応署員が全部施設、防火水槽を回っているんですけど、ちょっときつい場合もありますので、各所に一箇所1万円支給をするということで防火水槽の除雪を委託し

ていると形、その27箇所そちらの方にして頂いているという状況です。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） 今話しありましたとおり、知内署以外は署員が除雪に歩いておりますので、この委託料というものは発生してございません。以上です。

○議長（溝部幸基） 1番佐藤孝男議員。

○1番（佐藤孝男） 除雪に関してのちょっと質問をしたいと思います。各消防署の敷地内の除雪、知内町で見ればトラクターで除雪したり、福島町ではタイヤショベルでリースで借りているのか、どうか分かりませんが、それをやっております。そういう予算計上というか、どこにしているのかお知らせ下さい。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） 知内署は町にありますトラクターを、消防職員が運転して庁舎前の除雪を行っております。その他の3署はミニホイローダーというのがありますけど、そちらをリースして借りましてそれで除雪をしております。以上です。

○議長（溝部幸基） 1番佐藤孝男議員。

○1番（佐藤孝男） リースで借りるということは、当然予算書に載せて来なければならないと、そう思うんだけど、どの部門に載っているのか。

○議長（溝部幸基） 坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） 各署の署費の14節の使用料及び賃借料の車両等借上げ料に載っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 1番佐藤孝男議員。

○1番（佐藤孝男） もう1点、各消防団の人員確保というか、どこも定員割れということで、高齢化になって大変苦慮していると思います。福島町の場合は署長から色々話を聞いて、その確保に向けて町職員の若い人も入れてはどうかということも署長から聞いております。各分団、消防署の中でどのような消防団員の確保というか、そういうことをしているのかどうか、そういう悩みというものは、この確保について、そういうことがないのかどうかお聞かせください。

○議長（溝部幸基） 住吉政美松前消防署長。

○松前消防署長（住吉政美） 松前でもやはり漁業者が殆ど、主になり手としてなって来たんですけども、後継者もいないということで、中々確保出来ない状態です。それで今佐藤議員が仰ったように、去年町の方にもお願いをして、町職員1名原口地区で入れておりますし、また郵便局員これも昨年3名局長にお願いしてですね、そういうサラリーマンといいますか、そういう部分も積極的にお願いして確保して、入団している状態です。

○議長（溝部幸基） 浅部正知内消防署長。

○知内消防署長（浅部 正） 知内町は80名の定員で現在77名です。それでお蔭様で今年も3名ほど辞めますが、4名入るようなことでトータル78名になります。ですからほぼ定員に近づいていると思いますので、その他にこれからも若い人をどんどん入れて行きたいなとは思っております。あと、各分団長というか、その分団の責任者みたいな人が勧誘をだいております。以上です。

○議長（溝部幸基） 佐藤寿之木古内消防署長。

○木古内消防署長（佐藤寿之） 木古内消防署の場合はですね、定数は80名で現在68名となっております。団員さんが中々入らないというそういう大変苦労はしておるところですが、町の職員が1名3、4年ほど前に入っております。随時今後もですね、町職員の若い方に声掛けをして行きたいと、そういうとこ

ろを考えておりますが、なにせ我が町も若者が少ないということで、あとは消防団員さんの横の関係でもっともっともっと勧誘を進めるようにして行きたいなど、そのように思っております。以上です

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） 最後に私の方から、これはたまたま資料ありますけども充足率という関係で行きますと、松前がやはり 95%位の充足率があります。それでちなみに福島が 84%、知内が 1 番高く 96%、木古内がちょっと下がりがまして 85%、組合全体がですね 90.79%、90%を超えております。これは全国的に見ても決して低い数字ではありません。それで全国的にはもっと低いものです。ただ年齢的なものは全体的に全国でも上がっているというのは実情です。ですから入れ替えには苦勞しているところです。若い人になるべく入ってもらうように役場職員であったり郵便局員であったり、勧誘はしているところです。以上です。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認めます。次に 5 款公債費、6 款諸支出金、7 款予備費の説明を求めます。坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口 稔） それでは予算説明書の 59 頁をお開き願います。

5 款公債費、1 項公債費、1 目元金 6,382 万 3,000 円で、前年度より 996 万 5,000 円の減額です。23 節償還金利子及び割引料、主なものは最終処分施設分の償還終了に伴い前年度より 1,818 万円減となりましたが、ごみ処理施設分で 753 万 6,000 円の増などとなったことによるものです。次の 60 頁です。

同じく 2 目利子 797 万 2,000 円で、前年度より 353 万 4,000 円の減額です。23 節償還金利子及び割引料、主なものは衛生施設償還利子のし尿施設分の汚泥再生処理センター分が 297 万 6,000 円の減、最終処分施設分は償還終了により 27 万 3,000 円の減及び 1 番下の一時借入金利子は借入れ金 2,000 万円の減により 6 万 7,000 円の減によるものです。次の 61 頁です。

6 款諸支出金、1 項前年度会計剰余還付金、1 目前年度会計剰余還付金は前年度と同額の 1,000 円です。23 節償還金利子及び割引料、これは決算での消防費関係分で剰余金が生じた場合に構成町へ還付するための整理科目です。次の 62 頁です。

2 項積立金、1 目衛生センター施設整備基金積立金 879 万 8,000 円で、前年度より 47 万 5,000 円の増額です。25 節積立金、当初予算では浄化槽汚泥処理手数料 864 万円と衛生センター基金利子収入 15 万 8,000 円を見込んで計上しております。次の 63 頁です。

同じく 2 項積立金、2 目石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金 200 万 5,000 円で、前年度より 11 万 6,000 円の減は、25 節積立金で先ほどの補正予算でも説明しましたとおり、北斗市での貯蔵量減に伴うものです。次の 64 頁です。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費は前年度と同額の 200 万円を計上しております。

以上で 5 款公債費、6 款諸支出金、7 款予備費の説明を終ります。ご審議の程宜しくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基） 説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声多数あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認めます。次に歳入全般についての説明を求めます。

坂口稔事務局長。

○事務局長（坂口稔） それでは歳入全般の説明を致しますので、予算説明書の 8 頁をお開き願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目衛生負担金は 4 億 6,095 万 3,000 円で前年度より 1 億 1,533 万円の増額です。いずれも衛生費の歳出充当分です。

1 節松前町負担金が議会費分から一時借入金利子分まで前年度より 4,639 万 7,000 円増の 1 億 5,539 万 9,000 円、以下同様で 2 節福島町負担金が前年度より 2,805 万 7,000 円増の 1 億 3,830 万 4,000 円ですが、福島町分だけ下から 2 番目の地方交付税 3,393 万 2,000 円は 4 町分が福島町に入りますので、これを含んでおります。9 頁です。

3 節知内町負担金が前年度より 1,356 万 2,000 円増の 7,377 万 1,000 円、4 節木古内町負担金が前年度より 2,731 万 4,000 円増の 9,347 万 9,000 円です。次の 10 頁です。

2 目消防負担金 11 億 9,698 万 7,000 円で前年度より 8,679 万 2,000 円の増額です。1 節松前町負担金が議会費分から一時借入金利子分まで前年度より 1 億 7,987 万 9,000 円増の 4 億 8,292 万円、以下同様で 2 節福島町負担金が前年度より 1 億 6,335 万 6,000 円減の 1 億 9,758 万 5,000 円、11 頁の 3 節知内町負担金が前年度より 5,944 万 8,000 円増の 2 億 9,078 万 9,000 円、4 節木古内町負担金が前年度より 1,082 万 4,000 円増の 2 億 2,569 万 3,000 円です。次の 12 頁です。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目し尿処理手数料 1 億 534 万 9,000 円で前年度より 272 万 3,000 円の減額です。1 節し尿処理手数料で収集量では 500kℓの減で予算計上しております。13 頁です。

同じく 2 目浄化槽汚泥処理手数料 864 万円で前年度より 100kℓ増の見込みで 48 万円の増額です。1 節浄化槽汚泥処理手数料は全額本年度も衛生センター施設整備基金に積立するものです。次の 14 頁です。

同じく 3 目ごみ処理手数料 416 万円は前年度と同額です。1 節ごみ処理手数料で処理量 800 トン分を見込んでおります。15 頁です。

同じく 4 目消防手数料 144 万 5,000 円は前年度より 22 万 5,000 円の減額です。1 節消防手数料は各署の危険物施設申請等手数料です。次の 16 頁です。

0 款国庫支出金は当初では補助事業を予定しておりませんので科目廃止です。17 頁です。

3 款道支出金、1 項道交付金、1 目消防施設整備費交付金は 199 万 9,000 円で 11 万 9,000 円の減額です。1 節消防施設整備交付金は木古内消防署の石油貯蔵施設立地対策等交付金で全額基金へ積立てるものです。次の 18 頁です。

4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 16 万 4,000 円で前年度より 2,000 円の減額です。これは衛生センター施設整備基金及び油貯蔵施設立地対策等交付金基金に積立する利子です。19 頁です。

同じく、2 項財産売払収入、1 目物品売払収入 500 万円で前年度と同額です。次の 20 頁です。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1,000 円は前年度と同額で整理科目です。21 頁です。

6 款諸収入、1 項組合預金利子、1 目組合預金利子 2,000 円は前年度と同額で組合の普通預金等の利子です。次の 22 頁です。

同じく、2 項雑入、1 目雑入 257 万 7,000 円で前年度より 53 万円の増額は主に、木古内町で 7 月 5 日開催予定の渡島地方消防総合訓練大会開催経費 50 万円の助成金による増です。

以上で歳入全般の説明を終わります。ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基） 説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認めます。

これより、歳入歳出全般についての質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮り致します。議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

◎同意第1号 監査委員の選任について

○議長（溝部幸基） 日程第9 同意第1号監査委員の選任についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） それでは議案の51頁をお開き下さい。同意第1号、監査委員の選任について。
監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。
平成27年2月27日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

住所、松前郡福島町字月崎266番地11、氏名本庄屋誠、生年月日昭和28年9月4日。

ここで、本庄屋誠氏について若干補足説明をさせていただきます。最終学歴、北海道福島商業高等学校、昭和47年3月に卒業されております。職歴、町職員としまして昭和47年4月1日から平成26年3月31日までの42年間勤務されています。役職ですが、係り職として昭和47年4月から昭和56年3月まで徴収係兼賦課係、国民健康保険係、係長職として昭和56年4月から平成7年3月まで経理係長、財政係長、管財係長、総務係長、課長補佐職として平成7年4月から平成18年3月まで商工観光課課長補佐、企画財政課課長補佐、農林課課長補佐、税務課主幹、財務課税務グループ総括主査、課長職として平成18年4月から平成26年3月まで財務課税務グループ参事、会計管理者兼出納室長、財務課長であります。

人柄ですが、温厚公平であります。

なお、福島町議会において2月20日議員全員の同意を得ております。以上本庄屋誠氏について同意を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基） 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。10番齊藤勝議員

○10番（齊藤 勝） 一定の時間が過ぎておりますので、簡単に質疑させていただきます。この事務組合はご承知のように構成4町とは別個の自治体であります。さらに人事案件でありますのでデリケートでもありますし、慎重に発言をしたいというふうに思っております。今管理者が言いましたように、先の福島町の議会で全員の同意を得たという発言がありましたけれども、この監査委員の提案の提出前に様々なことが、不適切なことがあったというふうに聞き及んでおりますので、この点についてももしこれが事実だとすれば詳細な説明を求めることとなります。さらに福島町の議会で陳謝をしたと言うことも聞き及んでおります。詳細にご答弁願います。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） まずですね、現監査役につきまして1月に3回ほどお会いしました。そして2月10日にも、意思確認という形でお会いしまして、計4回現監査役の方にはお会いしております。そしてですね、手続き上の問題というのは特にはなかったと思っておりますけれども、ただ今齊藤議員の方から陳

謝という言葉がありました。私の方がですね、一番最初に1月23日なんですけども、現代表監査委員の方に任期であるということ、3月いっぱい任期ですのでその確認を致しました。そして今までですね経緯としましては、2年半くらい前の話なんですけども、辞表という形で出されたんですけども、私の方としても何とか任期の期間中やって頂きたいと、そういったことでお願いをしていたというそういう経緯もございます。それで1月23日の時にお会いしたところ、任期であるということで私としてもそれまでご苦労されて来たというか、尽くして来てくださったということもありまして、次の方を探さなければいけないとそういったことで、次の方に声を掛けたというのが陳謝をした内容でございます。2月の10日にですね、もう一度白紙の形に戻して、現代表監査委員の方には引続きお願いできないですかというふうな形をお願いしたんですけども、監査委員の方から引続きやる意思はございませんのでということで、任期満了の3月いっぱい辞退するということを確認した次第でございます。以上でそちらの方の経過というのを説明させて頂きました。

○議長（溝部幸基） 10番齊藤勝議員

○10番（齊藤 勝） 管理者ね、私が聞いていることとちょっと違うんですよ、本当に今の答弁で良いんですか。真実を私承知しているんですよ、次の監査委員を決める前に、自分で指名して歩いておりますね、あんたね、私はそういう福島の町民だという人からも電話を貰っているんです。かなり詳しく、ですから昨日も、今日も溝部議長とも十分相談しました。木古内の議長も知内の議長も入ってもらって相談しました。議員全部その内容を承知しているんですよ、今のような答弁は逃げるということになりますからね、整理してもう一回答弁してください。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 新しい監査役を探して歩いたということではございません。私の方としても、1月23日には現監査役の方にも任期いっぱいであるということもありましたし、その3日後の1月26日も、その旨は話しております、次の監査役についても、こういった方が良いのではないですかということでご意見も頂いております。その後また1月30日にもお会いしてもう少し、今の齊藤議員が仰るような形でですね、管理者というか町長の方で声を掛けたんじゃないのかなというふうなことがありましたので、さらに再度白紙の状態に戻した形で現代表監査委員の方には、町長室でございますけども横内副町長同席のもと色々な今までの経過、そして謝罪するところは謝罪、そしてもう一度意思の確認をしたところ、これ以上というか任期を全うしたいというか、そういったことで確認をしておりますので、私としては皆さんにご理解頂ければなとそういうふうに思っております。

○議長（溝部幸基） 10番齊藤勝議員

○10番（齊藤 勝） 管理者ね私が聞いているのと違うというのは、先に任期満了になる現在の代表監査委員ですよ、この方に引続きやってもらえませんかという位の配慮があなたとして当然じゃないですか、そういう言葉を一番最初に出しましたか、答弁してください。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 私の方ではですね、先ほど申し上げたんですけども、これまでの経緯と現代表監査役の方に任期満了ということ、1月23日には私としてはこれ以上引続きやって下さらないんだなということでありまして、それは私の勘違いと申しまえればそれまでなんですけどもお詫びしなければならぬことだと思っております。

○議長（溝部幸基） 10番齊藤勝議員

○10番（齊藤 勝） それ管理者勘違いで済む問題でないでしょう。大事な一人の人事案件ですよ、極

めて非常識な話ですよ、私の勘違いというのはどういうことなんですか、許される発言でないですよ、勘違いで人事をやるのですかあなたは、そういうことになるでしょう、答弁して下さい。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 私の方もですね、1月の段階では現代表監査役の方には任期であるということ、それと先ほど申し上げましたけども、今まで一度辞表を出されて、そして引続きお願いしていたと、そういった経過もありまして、これまで本当にご苦労されていたと、そういったこともありまして、私としては今の現監査役は8年間やって下さったということもありまして、それに対してさらにというあれではなくて、今までやって下さったという気持ちのもと引続きお引き受けして下さいないんだなということで、次の方を探さなければいけないなという気持ちでございました。

○議長（溝部幸基） 10番齊藤勝議員

○10番（齊藤 勝） そうすればあなたとしては、意思確認はしていないんですね、現代表監査委員の現代表監査委員の意思を確認しないまま新たな人を探しているということになるんですか、そうであればそのように言って下さい。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 私としてはですね、任期が満了したということで、そこでさらに引続きお願いするということは、今齊藤議員仰ったように最終的な確認をですね、最終確認は私はしたとは思っているんですけども、不十分な点があったなと、そういうふうなことは反省しております。

○議長（溝部幸基） 10番齊藤勝議員

○10番（齊藤 勝） 管理者ね大事な特別職の人事案件ですよ、あなたの自らの意思で、現在の代表監査委員の意思を確認しないまま、あなたが確認しないままですよ、新しい人選を進めたというのは事実ですか。ちゃんと答弁してくれなければ困りますよ。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 本当に繰り返しになるんですけども、私としてはですね本人が引続き引き受けてくださらないという確信というか、そういった気持ちでございましたので、これまでの経緯もありましたので、確認といいましても2回も3回もしているんですけども、ただ最初の段階で十分しなければいけなかったということに対しては反省しております。

○議長（溝部幸基） 10番齊藤勝議員

○10番（齊藤 勝） 答弁をきちんと、どういうことを聞いているか分かってください。だから2月の20日に福島町の議会で、新しい人を提案したんでしょう、その前に現在の代表監査委員の意思をきちんと確認した上で進めたんですかということ、答弁して下さいきちんと。

○議長（溝部幸基） 暫時休憩致します。

(休憩 17時48分)

(再開 17時49分)

○議長（溝部幸基） 休憩前に引き続き会議を再開致します。横内俊悦副管理者

○副管理者（横内俊悦） 監査委員選任までの経緯ですけども、1月の23日に町の方の1月会議がありまして、その後に夜懇親会がありました。その席上でですね、内の方の町長がですね、代表監査委員の方にそろそろ任期ですよという話をしたらですね、代表監査委員の方から自分は3月31日で終わりなんだと

いう返答があったと、それを受けてですね、前に一度辞表を提出されているというようなこともあって、町長の方は、これ以上無理に引き止められないなというふうに思っていますね、その翌日にですね外の人に監査委員を引き受けて頂けないかというようなこととお話をしたと、その方が自分は引き受けられないというようなことで、その次の月曜日ですか、26日の日にですね町長の方が代表監査委員の方に行きまして、今までどうもご苦勞様でしたと、自分の父親も監査委員をやっていたということで、そういうことに対してもねぎらいの言葉をお話したと、それで帰って来まして、そこから自分達は知っている話になるんですけども、そのうちに代表監査委員にその行った時にですね、誰か外に良い人がいないですかというふうに聞いたら、現在ここに同意を求めている本庄屋さんが良いのではないかとということですね、私の方でこの話を聞きまして、本庄屋さんの方に行ってですね、受けれるか受けれないかというような確認を取って、受けれるというような状況を報告して、正式にですねお願いに行ったということです。ただその間にその23日にお話した時に町長の方は、これ以上3月31日に終わりなんだという言葉がですね、断りの言葉だと思って受けてしまったとそれがどうも違うみたいだったというようなことで、一度今回提案している本庄屋さんの方ともお話しして、今回の話は申し訳ないけども一旦白紙に戻しましょうということで、改めて2月の10日に私と町長が花田代表監査委員を呼んで、再度引受けて頂けないですかというようなお願いをしました。その席上で代表監査委員の方から、いや私は3月31日で辞めますと、次になる方がこういう形になったので、次になる方が気分よくですね、監査委員になれるように環境を整えて下さいというふうに代表監査委員の方から言われまして、分かりましたということで、また再度本庄屋氏の方に監査委員の依頼を行いました。本人の方から引き受けて頂きましたので、2月20日の議会の方に提案したというような経緯でございます。

○議長（溝部幸基） 10番齊藤勝議員

○10番（齊藤 勝） つまり、町長として代表監査委員の意思を確認出来ないままに人選を進めたという事実があります。それがあなた言う勘違いです。勘違いです。ですから3月いっぱい任期満了する代表監査委員の意思を十分確認しないまま、口ではご苦勞さんと言ってるけども何にもご苦勞さんでないということは、あなたは執行責任者なんだから、本人の意思をきちっと確認した上で、この人選を進めなければならないと思うんです。そこにはあなたが勘違いした出来なかったという答弁で理解はしますよ、けどもこの人事案件なんてものは、あなたが十分説明をして、ご苦勞さんの意味を込めて、再任の意思があるやないやを確認した上で進めなければ大変な間違いになると、そう言うことでありますよ。それについてどう思いますか。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 齊藤議員のご意見本当にありがたく思っております。私の方も反省するところ十分ありますので、反省したいなというふうに思っております。

○議長（溝部幸基） 他に。11番岩館俊幸議員。

○11番（岩館俊幸） ただ今話を色々聞いておりましたけども、最初の懇親会の場でそういう大事な話を、本人以外の人もたくさん居たと思うんですけども、その場でですねそういう大事な話を出すということ自体ちょっとやっぱり常識に欠けているんじゃないですか。そういうやっぱり大事な話というのは、公的立場の場合、やっぱり公的な場できちんと町長室なりなんなりでお話しして進めると、だからこういう誤解が生まれるんじゃないですか、一杯の飲んだような席でそういう大事な話をですね、31日でもう終わりですよなんて、そういう軽率なやっぱり言葉を出すということは、一般常識として普通の考えではちょっと我々も公人の一人ですけども、考えられないですよ。こういう大事な問題を、冗談のような話は

幾らしても良いんだけど、やっぱり懇親会は懇親会、公的な話は公的な話の公的な場できちんと話をする、だからこそ今言うように誤解を招いている一つになる訳ですよ、その辺やっぱりしっかりこれからやってもらわなければ大変な誤解を生みますよこれからも、その辺どうなんですか。

○議長（溝部幸基） 佐藤卓也管理者。

○管理者（佐藤卓也） 私の方で、今岩館議員の仰られるように、私の方で反省、十分でなかったという部分がありました。本当に今後と言ったら、語弊があるかもしれませんが十分気を付けて行きたいなというふうに思っております。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。同意第1号について同意する方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基） 10番を除いて賛成多数であり、同意第1号は同意することに決定致しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（溝部幸基） 日程第10 閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。し尿処理施設整備に関する調査特別委員会、岩館俊幸委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、継続調査と致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基） 日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。閉会中、議会において出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、ただ今お諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することに致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

3月31日を以って勇退されます花田修一代表監査委員から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。花田修一代表監査委員。

○監査委員（花田修一） 議長の特段のご配慮有難うございます。まだ3月の定例の出納検査が残っておりますが、退任にあたりお礼の言葉を申し述べさせていただきます。私、8年に亘る間、4町の議員の皆様方、また管理者はじめ職員の方々からひとかたならぬご協力を仰ぎながら職務を全うして参りました。誠に有難うございました。来年の3月には、いよいよ北海道にも新幹線がやってまいります。西部4町におかれましても、これを起爆剤の一つとして、色々な方面において展開され、各町とも益々発展されていきますことを心よりご祈念申し上げます。簡単ではありますが、これをもちましてお礼の言葉とさせていただきます。長い間有難うございました。

○議長（溝部幸基） 花田修一代表監査委員の挨拶を終わります。

◎閉 会 の 議 決

○議長（溝部幸基） 以上で、本議会の案件審議は全て終了致しましたので、平成27年第1回定例会を閉会致したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認めます。

◎閉 会 宣 告

○議長（溝部幸基） これをもって閉会致します。
どうもご苦勞様でした。

（閉会 18時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 伊 藤 政 博

署 名 議 員 齊 藤 勝